

能登創造的復興タスクフォース会議（第3回）

議 事 次 第

日時：令和6年8月5日（月）10時10分～

場所：石川県奥能登総合事務所

1. 防災担当大臣挨拶

【防災担当大臣】

2. 意見交換

【6市町・県・各省】

- ・ 公費解体の加速化
- ・ インフラ復旧の進捗状況と更なる加速化
- ・ 復興まちづくり
- ・ なりわい再建



公費解体の加速化について

能登創造的復興タスクフォース（第3回）

令和6年8月5日

環境省

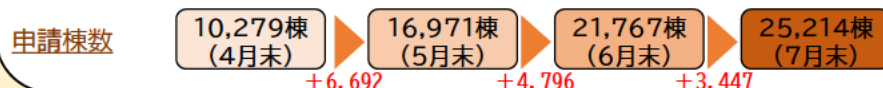
公費解体の進捗状況について

- 公費解体の申請手続等の円滑化や面的な解体・撤去による工事加速化を支援し、解体申請棟数・解体実施棟数は着実に増加。今後更なる増加が見込まれるが、直近の解体完了率はまだ9%にとどまっている。
- 申請棟数は約25,200棟となり、解体想定数（約22,500棟）を既に上回っており、県で見直し検討中。

公費解体の主な取組状況

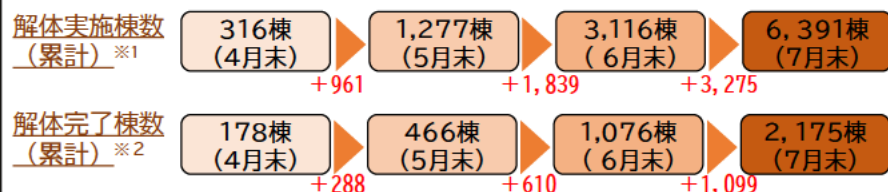
□公費解体の申請手続等の円滑化

- ・災害廃棄物の知見・経験を有する環境省職員及び自治体職員、申請受付事務を担当する応援自治体職員及び他省庁職員の派遣
- ・申請書類の合理化についてマニュアル等の策定・改訂を行い周知
- ・行政書士会の協力による申請手続支援
- ・法務省と連名の事務連絡により、建物性が失われた家屋等は、関係者全員の同意取得を不要とし、登記官による職権滅失登記も活用するなどして、申請手続を簡素化



□工事前調整を円滑化・効率化、これにより解体工事発注を加速化

- ・工事前調整の効率化や委託技術者（補償コンサルタント）の体制確保・強化



※1 解体実施棟数（累計）には発注数を含む
 ※2 自費解体及び緊急・公費解体の合計棟数

公費解体の進捗状況

<7月31日時点実績>

	解体棟数 (推計)※3	申請 棟数	解体実施棟数※4		申請棟数に 対する 解体完了率
				(うち完了)	
珠洲市	5,562	5,493	1,338	734	13%
輪島市	3,584	7,526	1,459	378	5%
能登町	2,759	2,144	706	177	8%
穴水町	2,490	2,189	670	308	14%
志賀町	2,269	3,039	760	161	5%
七尾市	4,261	2,845	762	163	6%
6市町以外	1,578	1,978	696	254	13%
合計	22,499	25,214	6,391	2,175	9%

※3 推計解体棟数は「石川県災害廃棄物処理実行計画(2/29)」より

※4 自費解体により先行実施（実体上は解体されており、公費解体扱いとして後日費用償還見込み）されたものを含む。

1. 公費解体における課題の共有、取組事例の横展開
2. 公費解体における申請プロセスの具体化、宣誓書方式の活用
3. 公費解体の加速化に向けた宿泊施設の確保
4. 自費解体（費用償還）の促進

公費解体における課題の共有、取組事例の横展開

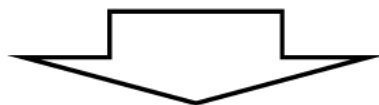
- 毎週開催の県全体工程管理会議において、県、6市町、補償コンサルタント、構造物解体協会、産業資源循環協会等の関係者間で、**公費解体における各市町での課題の共有や取組事例の横展開**を実施。
- 別添参考資料「公費解体の課題と取組状況について」を**市町で対応チェックリスト**として活用いただけるよう、公費解体の進捗状況を踏まえて今後随時見直し予定。

各市町の課題

- ✓ 各市町において発生している課題を会議において共有
環境省リエゾンも交えた議論を行うことで、早期の課題解決・作業円滑化
- ✓ 最近では、海上輸送に向けた準備状況や、散水に必要な水の確保方法等の共有、補助金申請書類に係る質疑等を実施

各市町の取組事例

- ✓ 各市町における取組のうち他市町の参考になるものを横展開
- ✓ 例えば、珠洲市において、建物性判断や同意取得、宣誓書方式の活用等を含めた具体的な公費解体申請プロセスを策定



石川県、環境省で連携し、6市町間での課題の共有、取組事例の横展開を図ることで
公費解体の円滑化・加速化を推進

公費解体における申請プロセスの具体化、宣誓書方式の活用

- 公費解体における申請プロセスを具体化することにより、申請・審査事務の円滑化を図るとともに、宣誓書方式の活用にもつなげ、公費解体の更なる加速化を推進。
- 共有者等の意向を確認することが困難な場合、**いわゆる宣誓書方式の活用により申請可能。**
- 過去の災害時においても宣誓書方式の活用事例あり。

※市町が共有者等の特定や意向の確認等を行う際に、司法書士や行政書士等の支援を受けることが可能（補助対象）

※所有者不明建物管理制度の活用においても司法書士等の支援を受けることが可能（補助対象）

公費解体を希望する被災家屋

建物性がある場合

建物性がない場合

共有者等に対する
同意取得不要

所有者のみの
申請へ

共有者等に対する意向の確認

ア 損壊家屋等の不動産登記簿上の所有者等の戸籍を確認して、共有者等全員を特定する。
イ 各共有者等の戸籍の附票を確認し、当該共有者等の現在の住所を特定する。
ウ その住所に書面を送付（郵送）し、一定の期間（1か月程度）内に解体・撤去についての同意書を送るよう依頼するなどの方法によって、当該共有者等から解体・撤去について異議がないことの確認を行う。

全員の特定・異議ない旨
の意向確認が可能な場合

通常申請へ

共有者又はその所在が判明しない場合

所有者不明建物管理制度の活用

裁判所に選任された
管理人からの同意取得

◆ 戸籍は市町の職権での取得が可能

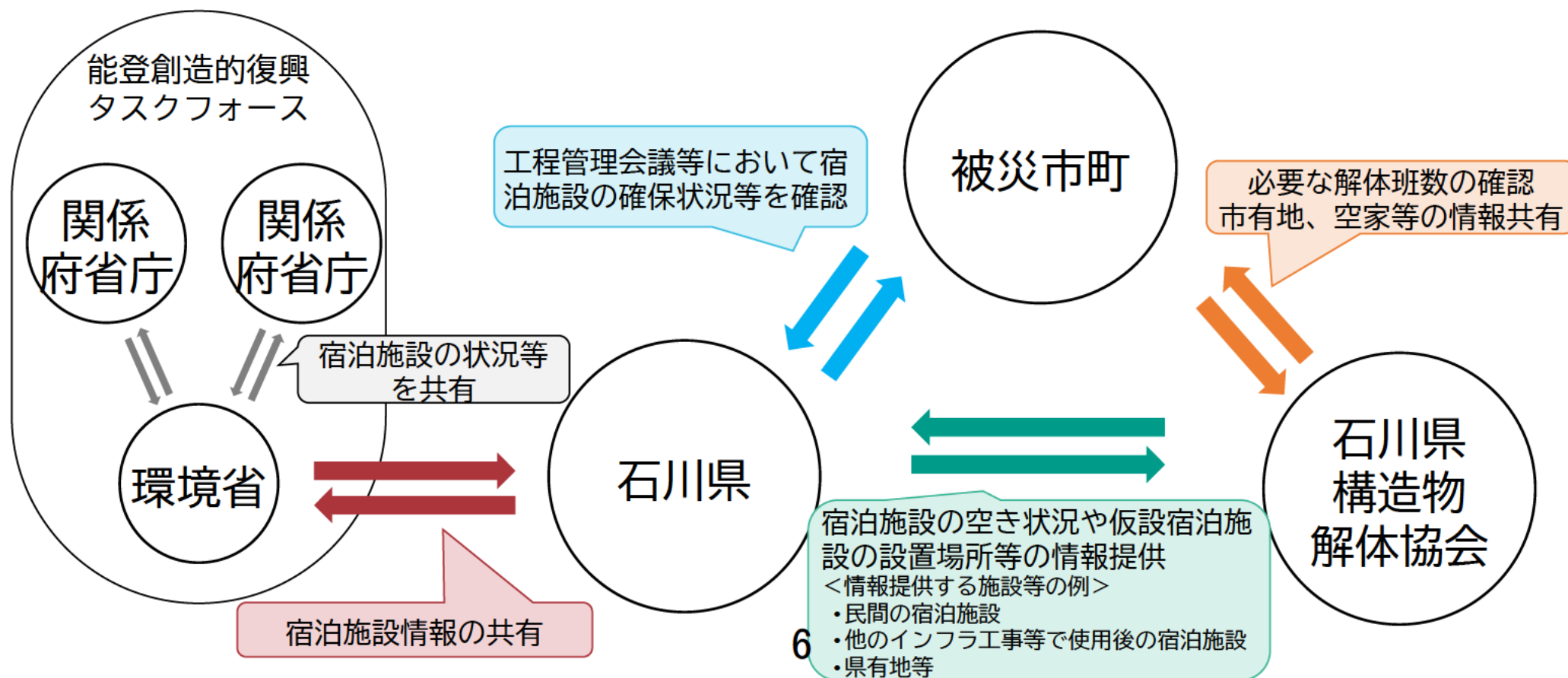
◆ 共有者等の特定や意向確認が困難な場合には市町が意向確認等を実施することも可能

いわゆる「宣誓書」の活用

共有者等に対する意向確認の状況や家屋の状況等を総合的に考慮してやむを得ないと考えられ、申請者が公費解体・撤去の申請をすることに対して共有者等から異議が出る可能性が低いと考えられる場合に限らず、**市町の判断で柔軟に活用可能**
※市町が公費解体に係る事務処理の一環として、宣誓書方式の運用方法等に関する事務を司法書士等に委託する場合は、補助対象

公費解体の加速化に向けた宿泊施設の確保

- 解体業者の大幅拡充のため、宿泊施設の確保も並行して行うことが必要。
- 石川県構造物解体協会において民間宿泊施設の活用、民間団体間での宿泊情報の連携、既存家屋の改修等による活用等により確保を行うとともに、不足する宿泊施設等については県において同協会に対して宿泊施設等の情報提供を行うこと等により必要分を確保。
- また、国においても能登創造的復興タスクフォース等において使用後の宿泊施設等の情報を共有し、環境省が石川県に対して情報提供。
- 工程管理会議等において確保状況等の共有・確認を行い、適宜フォローアップ・対応策を実施。



自費解体（費用償還）の促進（①課題と対応策）

- 自費解体に関する次の各種課題に対して、「**自費解体（費用償還）円滑化ガイド（仮称）**」を環境省と石川県で**連携して作成し、市町へ周知**
 - 環境省：県と連携し、自費解体・費用償還手続のフロー・ポイントや各種留意事項、標準様式等の整理
 - 石川県：チラシひな形・見積様式の作成、解体業者のリスト化・県HP掲載、費用の取扱い等に関する市町への情報提供・助言
- **市町からの費用償還に係る個別の相談**については、市町の事務支援体制の確保を図りつつ、**円滑化に向け環境省と石川県が連携し対応**

現状・課題

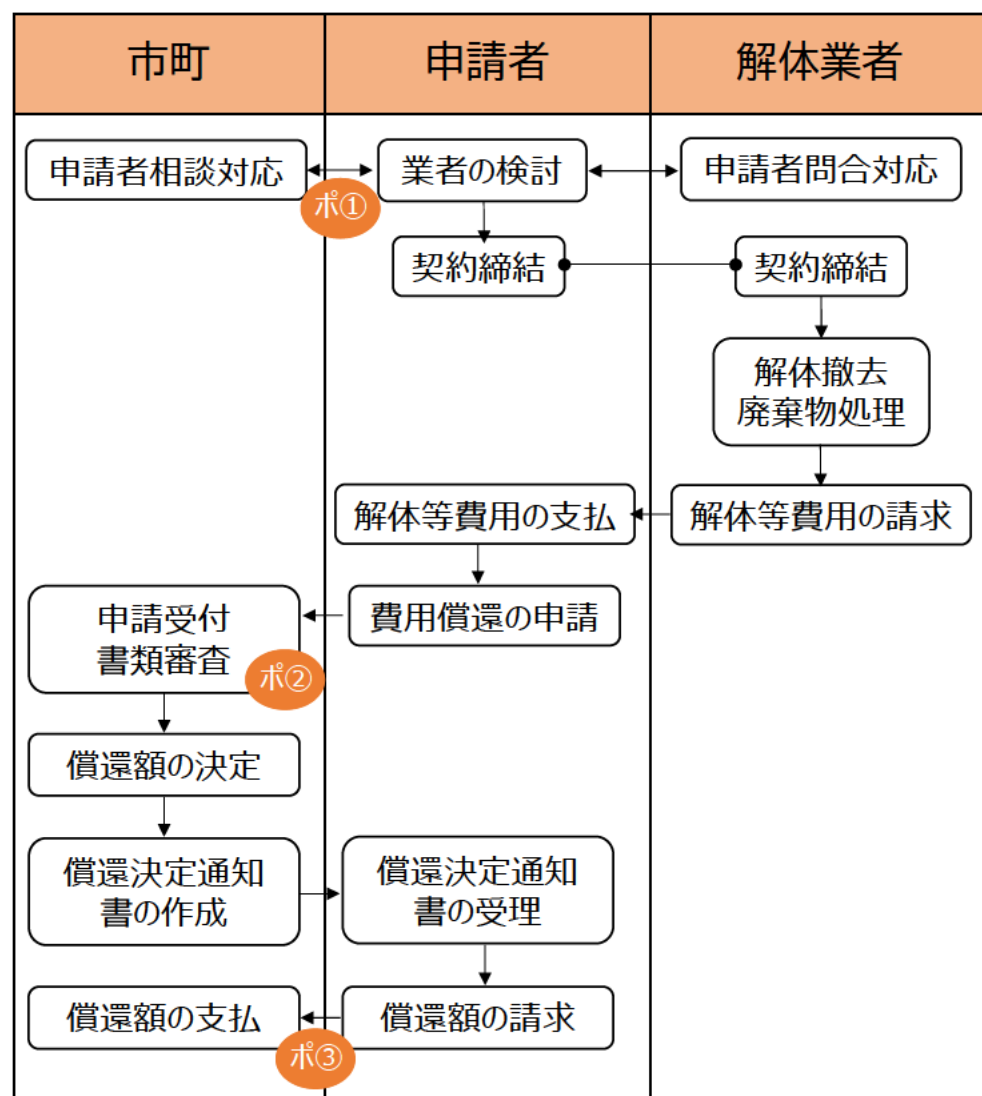
対応策

共通	自費解体（費用償還）の円滑化に関する留意事項等をまとめて記載したものがない	自費解体（費用償還）の円滑化に関して、手続のフロー・ポイントや各種留意事項、標準様式等の整理
申請者サイド	- 自費解体(費用償還)制度が知られていない - 全額が償還されるか不安がある - 解体業者が見つからない、悪徳業者に発注してしまわないか不安がある	- 申請者への制度の費用負担に関する不安にお答えできるよう、分かりやすい周知（チラシひな形の作成） - 事前に解体業者から見積もりを取得し、費用負担に関する不安にお答えできるよう、市町と相談するよう周知 - 適切な対応が可能な解体業者のリスト化、県HPへの掲載
解体業者サイド	- 解体廃棄物の処理業者が見つからない - 処理業者が近隣にない場合、運搬・処分費用が想定以上にかかる場合がある - 解体作業段階での状況等により、見積り時の解体費用にならない場合がある	- 対応可能な産廃処理業者の周知（県HPで周知済） - 各市町における「積み替え保管場所」の設置に関する産廃処理業者への働きかけ（県にて対応中） - 合理的な事由により解体費用が見積り時よりも増加した場合に償還対象になる旨を周知
市町サイド	- 自費解体の費用償還に関する費用の目安が分からない - 公費解体の各種事務に加え、自費解体（費用償還）に関する事務対応も必要 - 償還払いの事後トラブルに関する不安	- 県標準単価等を踏まえた、費用の取扱い等に関する県から市町への情報提供・助言 市町の費用償還事務支援体制の確保（補償コンサルタントの活用等） 算定のポイントを明らかにして周知する

自費解体（費用償還）の促進（②手順のフロー・ポイント整理）

- 申請者、解体業者、市町における**手順のフローとポイント**を具体化。
- 自費解体（費用償還）における**補助対象は、基本的に公費解体と同様。**

<自費解体（費用償還）の主な手順のフローとポイント>



ポイント①：申請者相談対応

- ・ 申請者からの個別の相談に対応
 - ・ チラシ等により自費解体の留意事項、標準様式等を周知
 - ・ 適切な対応が可能な**解体業者リストの公表**
 - ・ 自己負担が生じないよう、**見積書を取得し発注前に市町へ相談**することが重要
- ※見積書は各経費の内訳についても記載されていること、複数の解体事業者から取得することが望ましい
- ※解体費、運搬費及び処分費の合計金額で公費解体と経済比較

ポイント②：申請受付・書類審査

- ・ 補償コンサルタントを活用した現地確認、償還額の算定が可能
- ※市町担当者のみでは対応が困難となる場合は災害等廃棄物処理事業補助金の補助対象

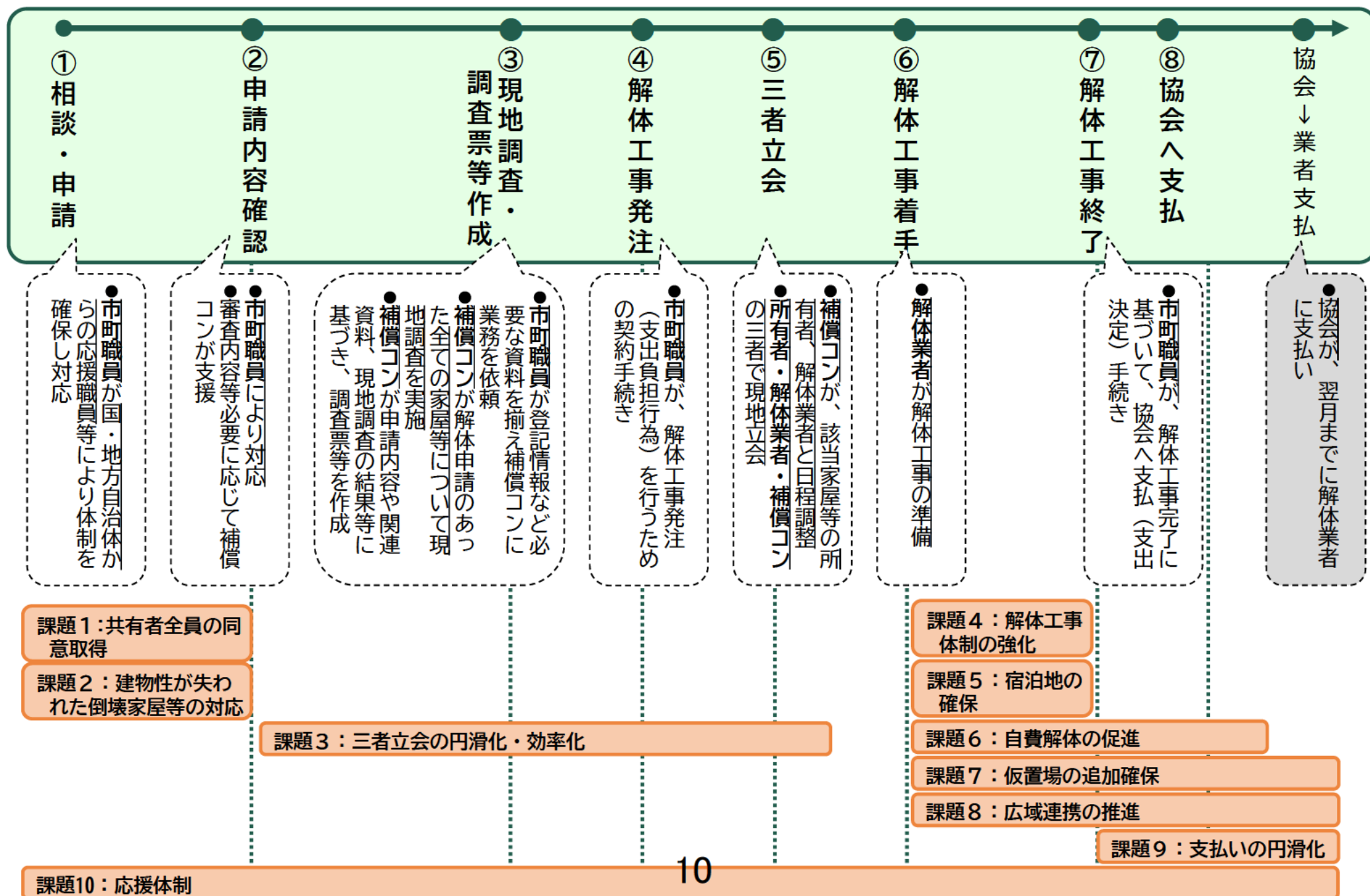
ポイント③：償還額の支払

- ・ 申請者より費用償還の申請を受けた日から2ヶ月以内に償還金の支払いを実施



公費解体の課題と取組状況について

公費解体の加速化に向けた主な課題（全体像）



公費解体の課題と対応

課題1：共有者全員の同意取得

相続登記がなされていないなどにより共有者が複数存在し、共有者全員の同意取得が困難な場合が一定数存在すると考えられる。

- ➡ ✓ 5月28日に法務省と連名で次の内容の事務連絡を発出（概要：次ページ）。
- ※「公費解体・撤去マニュアル」を令和6年6月に改訂（第5版を策定）

ケース	対応
倒壊家屋等の場合	【滅失登記が行われた倒壊家屋等】 - 関係者全員の同意がなくても公費解体・撤去を進めることが可能 【滅失登記が行われていない倒壊家屋等】 - 市町村が建物性が失われていると判断した場合には、関係者全員の同意がなくても公費解体・撤去を進めることが可能
上記以外の損壊家屋等の場合	- 所有者等又はその所在が判明しない場合には、司法書士会の協力も得て、民法の所有者不明建物管理制度を活用 - さらに、共有者等の意向を確認することが困難な場合、所有権等に関する紛争が発生しても申請者の責任において解決する旨の書面（いわゆる宣誓書方式）の活用により申請が可能であり、積極的に活用いただきたい ※自費解体の費用償還においても上記、宣誓書方式の活用が可能

- ✓ なお、過去の災害時においても一部の自治体※において宣誓書方式が活用されているが、訴訟事例について、環境省には報告は上がっていない。

令和6年能登半島地震によって損壊した家屋等に係る 公費解体・撤去に関する申請手続等の円滑な実施について（概要）

環境省・法務省
令和6年5月28日

概要

- 損壊家屋等の公費解体・撤去は、家屋等の所有者の申請の上で行うことが原則。しかし、家屋等が複数人で共有されており、解体・撤去に係る関係者全員から同意書を取得することが困難な場合等もある。
- このような状況において、公費解体・撤去に向けた手続を円滑化・迅速化する方策として、建物の滅失登記や、所有者不明建物管理制度及びいわゆる宣誓書方式を活用可能。そこで、今回、事務連絡において、損壊家屋等の解体・撤去等に係る手順等を整理。

1. 倒壊家屋等への対応

- 家屋等が倒壊、焼失又は流失等により滅失し、建物性^{※1}が認められない^{※2}場合、その倒壊家屋等の建物所有権等が消滅。
 ※1…建物性の条件：①土地に定着し（定着性）、②屋根及び周壁等を有し（外気分断性）、③目的とする用途に供し得る状態（用途性）
 ※2…建物性が認められない例：㊦建物全体が倒壊又は流失、㊧建物が火災により全焼、㊨建物の下層階部分が圧潰、㊩建物の壁がなくなり柱だけになっている
- 今回、法務局において、登記官の職権による倒壊家屋等の建物の滅失の登記（職権滅失登記）を行う予定。
- ①滅失登記が行われた倒壊家屋等は、建物性が失われていることが明らかであるため、市町村が建物性が失われる前の当該家屋等の所有者等から公費解体・撤去の申請を受け付け、思い出の品など必要なものが持ち出されたことを確認した後は、建物所有権等を有していた全ての者の同意がなくても、市町村の判断により災害廃棄物として公費解体・撤去を行って差し支えない。
- ②滅失登記が行われていない倒壊家屋等も、市町村が、建物性が失われる前の当該家屋等の所有者等から公費解体・撤去の申請を受け付け、家屋等の建物性が失われていると判断する場合は、思い出の品など必要なものが持ち出されたことを確認した後は、建物所有権等を有していた全ての者の同意がなくても、市町村の判断により災害廃棄物として公費解体・撤去を行って差し支えない。
- * ①②のいずれについても、公費解体・撤去の申請対象の建物の情報に係る書類のうち、例えば職権滅失登記に際して市町村が収集した情報などにより確認できるものは、申請者からの当該書類の提出を簡素化又は不要とするなど、申請者の負担軽減を図る。

2. 倒壊家屋等以外の損壊家屋等への対応

- 倒壊家屋等以外の損壊家屋等について、所有者等又はその所在が判明しない場合には、民法の所有者不明建物管理制度を活用した公費解体・撤去が考えられる。
- 共有者等の意向を確認することが困難な場合には、所有権等に関する紛争が発生しても申請者の責任において解決する旨の書面（いわゆる宣誓書方式）を活用した公費解体・撤去※を行って差し支えない。
 ※宣誓書活用条件：共有者等に対する意向確認の状況や家屋の状況等を総合的に考慮しやむを得ないと考えられ、申請者からの公費解体・撤去申請に対して共有者等から異議が出る可能性が低いと考えられる場合

3. いわゆる自費解体の費用償還への対応

- 自費解体の費用償還の場合であっても、倒壊家屋等の解体・撤去については、建物所有権等を有していた全ての者の同意がなくとも、実施して差し支えない。また、倒壊家屋等以外の損壊家屋等については、共有者等の意向を確認することが困難な場合には、いわゆる宣誓書方式を活用した解体・撤去に対して費用償還を行って差し支えない。

公費解体の課題と対応

課題2：建物性が失われた倒壊家屋等の対応

輪島朝市エリア等で進めている面的な解体撤去を、他の被災市町においても、法務局の登記官による職権滅失登記も活用しながら進めていく必要がある。

- ➡
- ✓ 輪島朝市エリアでは、倒壊家屋等264棟に対して、法務局による職権滅失登記を完了。
 - ✓ 今後、他の被災市町においても、法務局と連携し、必要に応じて**土地家屋調査士会等も活用**するなどにより面的な解体・撤去を進めていく。

輪島朝市エリアにおける面的な解体・撤去加速化プラン

- ・対象エリア264棟の家屋等に対して、法務局による職権滅失登記が完了。
- ・行政書士会の協力も得ながら、申請プロセスを加速化し、地域ごとに、工事前調整の上、解体工事を順次実施。



輪島朝市における解体・撤去工事



珠洲市における面的な解体・撤去加速化プラン

- ・珠洲市の中でも特に被害が大きく、倒壊家屋等により水道復旧等に支障が生じている蛸島地区及び宝立町鶴飼・春日野地区を対象に、法務局と連携し、面的な解体・撤去を進める。



公費解体の課題と対応

課題3：三者立会の円滑化・効率化

三者立会の日程調整等に時間を要しており、申請を受け付けてから工事の着手までに目詰まりを起こすおそれがある。

- ➡ ✓ 例えば、**補償コンサルタントが地区ごとに担当分担**して所有者及び解体業者との日程調整と立会を行うことにより、一日に対応可能な三者立会の数を増やすなど、円滑化・効率化を促進。



公費解体の課題と対応

課題4：解体工事体制の強化

北陸ブロック内で確保された解体業者は664班であるが、まだフル稼働には至っておらず、解体工事発注数の増加ペースに追いついていない。また、申請棟数は解体想定数を上回っており、当初予定の来年10月までの解体完了の目標を達成するためには解体工事体制を更に強化する必要がある。

- ➡ ✓ 県や6市町の工程管理会議等で工事工程を徹底管理（**解体業者の活動班数や完了棟数等の確認・見える化**）が必要。
- ✓ 確保済の解体業者664班を早急にフル稼働させていくとともに、解体想定数の見直しを踏まえ、**県外・北陸ブロック外も含めた業者の確保・活用**が必要。
- ✓ 県解体協会の体制強化も含めた検討が必要。

令和6年6月27日知事記者会見資料

市町ごとの工程管理会議

（毎週1回、定期的開催）

目 的：市町ごとの解体工事や仮置場運営に関する進捗管理など

出席者：市町、環境省、県、県構造物解体協会、県産業資源循環協会、専門コンサルタント

県の工程管理会議

（毎週1回、定期的開催）

目 的：県全体の公費解体の進捗管理、課題への対応検討

出席者：県、環境省、県構造物解体協会、県産業資源循環協会、専門コンサルタント、

6市町

6月からは6市町も参加し、有効な取り組みを共有・横展開

公費解体の課題と対応

課題5：宿泊地の確保

解体工事の更なる加速化を図ることによる解体業者（解体班数）の増加に伴い、宿泊地が不足することが懸念される。

- ➡ ✓ 6月12日に宿泊に必要な経費に関する事務連絡を発出。

奥能登2市2町

当面は既存の民間施設等を活用。本格化に伴い増加する需要については仮設の宿泊施設を順次設置。

それ以外の地域

下記いずれかに該当し宿泊が必要となる場合も補助対象。

- ① 解体事業者の所在地から解体現場までの路程が片道100kmを超えること
 - ② 地理的な条件や交通インフラが復旧していないため解体事業者の所在地から解体現場までの往復が困難であること
- ✓ 奥能登2市2町では、解体事業者向けの宿泊施設を民間施設等含め合計約2,200名分を選定済。
- ✓ 解体班数の増加を見据えて、宿泊地の更なる確保について関係機関と調整を進める。

公費解体の課題と対応

課題6：自費解体の促進

自費解体についても希望する方に寄り添い、加速が重要。自費解体により発生した廃棄物（産業廃棄物）の処理先の確保や処理費を含む必要な費用の償還が必要である。

- ➡ ✓ **自費解体における支援対象は、基本的に公費解体と同様である。**市町において市町が公費解体すると仮定し、解体費に加え、解体により生じた廃棄物の処理費用（運搬費、処分費）を算定した額が上限であるが、**自己負担が生じないように、見積書を取得し発注前に市町へ相談することが重要**であり、これらの内容等について周知を図る。

※解体費、運搬費、処分費の合計金額で公費解体と経済比較。

※自費解体についても、受付審査や解体費用の算出等の事務処理業務については、市町村担当者のみでは対応が困難となる場合は補助対象となる。

- ✓ 自費解体による解体廃棄物を円滑に運搬・処理できるよう、石川県において、解体廃棄物の持ち込み先・処理先について、県内の産業廃棄物処理業者の市町への情報提供や県ホームページへの掲載を実施。
- ✓ 効率的な運搬の観点から、県において、各市町に「積替え保管場所」を設置するよう処理業者に働きかけ。

公費解体の課題と対応

課題7：仮置場の追加確保

解体工事の加速化に伴い、大量の解体廃棄物が発生するため、既存仮置場の逼迫状況を確認・予想しつつ、解体廃棄物を受け入れる仮置場の追加確保が必要。

➡ 解体工事の加速化に伴う解体廃棄物の増加に対応できるよう、用地の検討、地元調整を行い、**追加の仮置場の増設**などを順次進める。

	解体廃棄物用仮置場	面積	今後の増設予定
珠洲市	・ ジャンボリー跡地	12.0ha	
輪島市	・ 輪島第1仮置場 ・ 輪島第2仮置場 ・ 輪島第3仮置場	3.0ha 1.7ha 0.7ha	調整中
能登町	・ 宇出津新港	2.2ha	検討中
穴水町	・ あすなろ広場横 ・ ホクエツ工業穴水工場跡地	2.0ha 1.0ha	検討中
志賀町	・ 旧志賀中学校グラウンド ・ 富来野球場駐車場	1.2ha 0.4ha	検討中
七尾市	・ 七尾大田工業用地	1.0ha	検討中

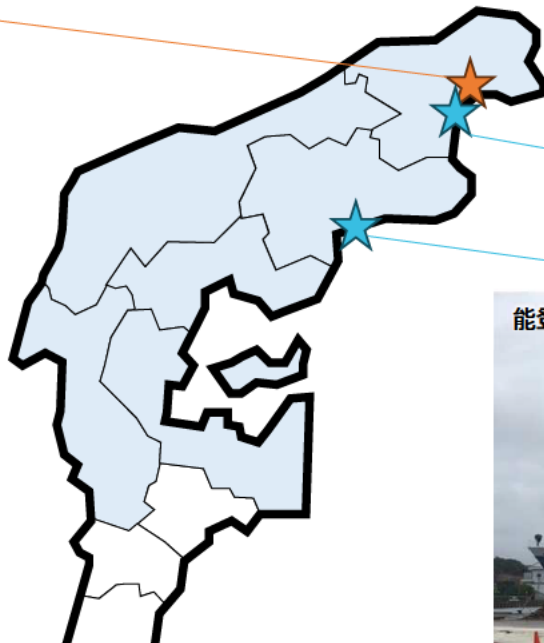
公費解体の課題と対応

課題8：広域処理の推進

仮置場への搬入車両及び搬出車両増加に伴う渋滞の発生や、県内処理施設の処理能力の逼迫等を踏まえ、広域処理を推進する必要がある。

- ➡
- ✓ 渋滞の発生状況について確認を行うとともに、**陸上での広域輸送に加え、海上輸送を実施**することにより、陸上輸送の負担を軽減する。
(7/11に宇出津港、7/30に飯田港より輸送開始)
 - ✓ 県内処理を最大限行いつつ、並行して県外の広域処理を随時進める。

珠洲市ジャンボリー跡地仮置場：
移動式破砕機（稼働中）

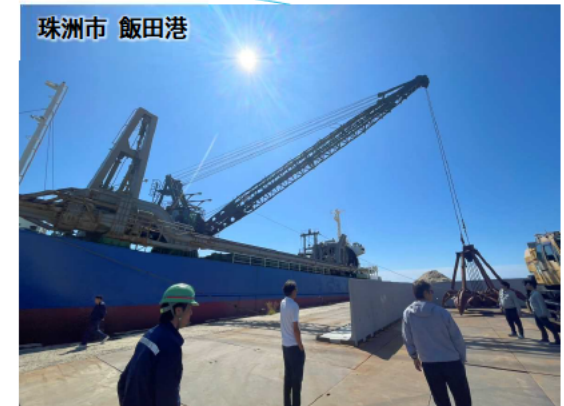


海上輸送：約28万トン（計画）
・県外の産廃業者
・県外のセメント会社
などを想定

能登町 宇出津港



珠洲市 飯田港



公費解体の課題と対応

課題9：支払いの円滑化

解体業者、廃棄物処理業者が安心して事業を継続できるよう、実績に対する支払いが遅滞なく行われる体制を構築する必要がある。また、自費解体は、いったん被災者が自らの費用負担により解体工事を実施し、後日その償還を受けることとなるため、被災者が安心して申請できるよう、遅滞なく償還を行う体制を構築する必要がある。



【公費解体】

- ✓ 市町から契約先（協会）に対しては、請求書を受領した日から**30日以内の支払い**を徹底。
- ✓ 元請から下請に対しては、工事完了後、おおよそ**2ヶ月以内に支払い**を行うなど滞りなく事業者にお金が行くよう、周知。

【自費解体】

- ✓ 自費解体に伴う費用償還の申請を受けた日から**2ヶ月以内の償還金の支払い**を徹底。

（参考）自費解体に係る支払事務の処理期間

市町毎に事務手続きの流れや処理の進捗等が異なると思われるが、一般的に以下の処理及び処理期間が考えられる。

- ・費用償還の申請受付から請求書の受領まで：概ね30日以内
- ・請求書の受領から償還金の支払まで：概ね30日以内

※ また、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」など支払期間の適正性の確保に資するの法規等についても参照。

公費解体の課題と対応

課題10：応援体制

被災市町の申請受付事務に関する業務が減少したことから、応援自治体等の短期派遣等が徐々に減少。一方で、工事前調整や全体の工程管理等の業務が増大。引き続き被災市町での災害廃棄物処理（公費解体）実施体制への応援が必要。

- ➡
- ✓ 被災者からの申請ニーズ、解体完了後の支払い進捗状況に応じて**必要な体制を確保**。
 - ✓ 被災市町での臨時雇用等を行い、なお不足する人員については環境省からも他自治体に呼びかけを行い体制確保を支援。

	派遣者数
短期派遣	17名※1
中長期派遣※3	38名※1
石川県から派遣	18名※1
環境省から派遣	14名※2

※1 6市町合計。7月9日時点。

※2 県及び6市町合計。7月9日時点。累計5,948名・日

※3 公費解体に従事する者に限る



公費解体の加速化について 1. 解体完了目標等から逆算したスケジュール管理

現状の取組

- 解体対象を約22,000棟と推計、令和7年10月解体完了予定
- 申請数が現計画の解体推定棟数を超え、今後大幅に上回る見込み

今後の対応方針

8月中

完了目標から逆算したスケジュール管理・中間目標の設定・進捗の見える化

- ◆ 解体想定棟数について、申請受付の状況、最新の被害報告、解体率等を踏まえて見直しを行う。
- ◆ 中間目標の設定では、発災から1年となる年末までに「景色が変わった」と実感していただけることが重要。
- ◆ 事業進捗の見える化により、被災者の方々が復興に向けて進捗している実感を持っていただけるよう後押し。

R6.7.31時点

市町	申請棟数	着手棟数	完了棟数			
				公費解体	緊急解体	自費解体 (費用償還)
珠洲市	5,493	1,338	734	637	95	2
輪島市	7,526	1,459	378	194	170	14
能登町	2,144	706	177	170	2	5
穴水町	2,189	670	308	306	0	2
志賀町	3,039	760	161	48	9	104
七尾市	2,845	762	163	58	0	105
その他	1,978	696	254	110	4	140
16市町 計	25,214	6,391	2,175	1,523	280	372

想定数を
超えている

2. 解体工事体制の充実・強化

現状の取組

○平均500～600班、ピーク時680班を北陸ブロック内の解体事業者で確保

今後の対応方針

8月中

解体工事体制の充実・強化

- ◆ 解体対象棟数の増加や、年内の中間目標及び来年10月の解体完了目標の達成のための解体加速化も踏まえ、ピーク時班数の見直し、事業者の追加確保等を行う。

(1)解体業者の大幅拡充

- ✓県内・北陸内の解体事業者に加え、全国の解体業者の協力を得て必要な業者を追加確保し、解体業者の大幅拡充を行う。

(2)県解体協会の体制強化

- ✓各作業班への円滑な作業発注、活動状況の把握・見える化、宿泊先の確保、円滑な支払いのため、県解体協会の体制強化を行う。

(3)自費解体(費用償還)の活用の円滑化

- ✓自費解体を実施する解体業者を確保するとともに、自費解体で生じる廃棄物の円滑な処理体制の確保を行う。



3. 災害廃棄物処理体制の拡充

現状の取組

○災害廃棄物の北陸エリアでの処理

今後の対応方針

広域処理の更なる拡充 積替え場所を新たに確保

- 金沢港ふ頭用地（金沢市湊1丁目地内 県有地）：8/7搬出開始予定
- 金沢港東部工業用地（金沢市湊3丁目地内 県有地）：検討中

県外の自治体ごみ処理施設及び民間処理施設の活用

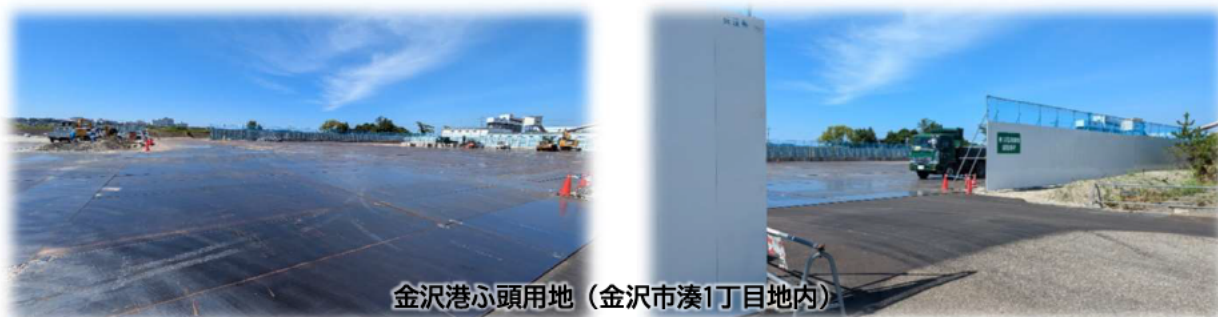
各仮置場から大型車両により搬出し、効率的に輸送できる大型車両などに積替え、県外の処理施設に搬入

- ◆県外自治体処理施設の活用について、環境省と調整中
- ◆県外民間処理施設について、県産業資源循環協会が他県協会と調整中

県内市町等のごみ処理施設の活用

各仮置場から大型車両により効率的に搬出し、県内の市町等のごみ処理施設に搬入できる小型車両に積替える

仮置場 → 大型車両 → **<積替え>** → 小型車両 → 市町ごみ処理施設
(連結トレーラー等) (パッカー車等)

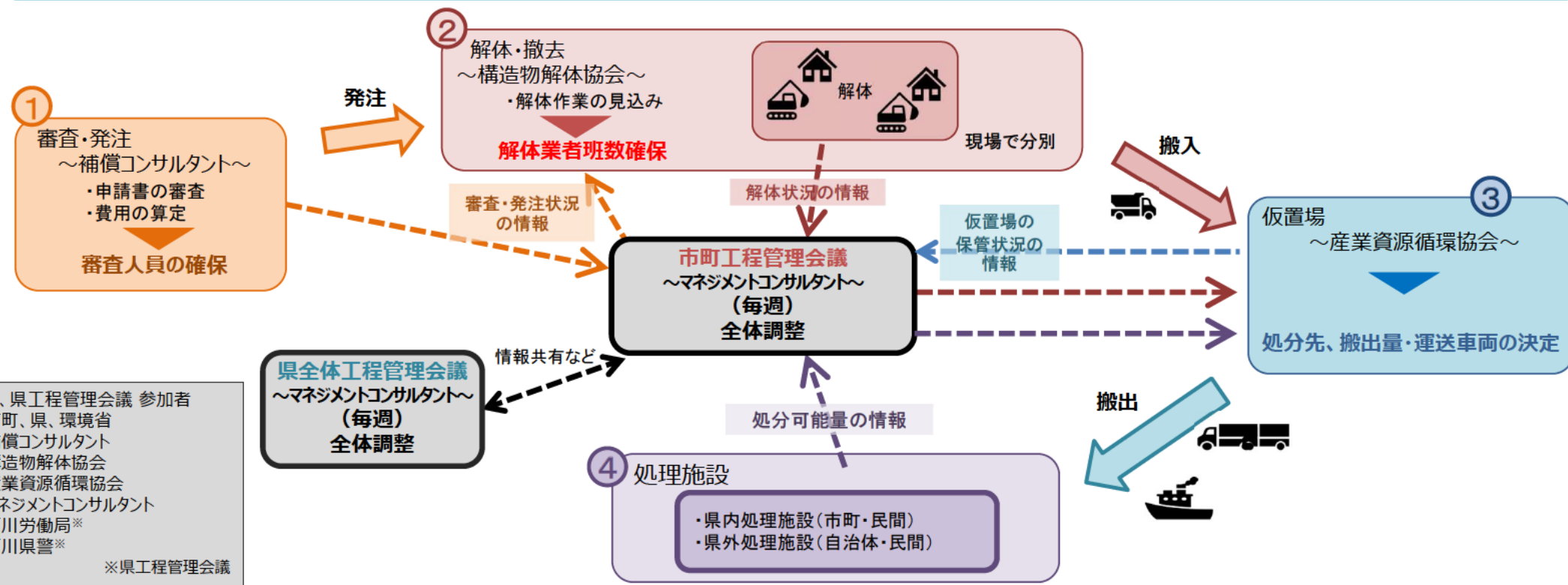


4. 公費解体・災害廃棄物全体の円滑な実施

工程管理会議等を通じた進捗管理の徹底・情報共有の推進

- ◆ 石川県・6市町毎の工程管理会議を通じた「縦横連携」(※)の推進により、各工程・工程間でのボトルネックの把握・改善を行い、進捗管理を徹底。
- ◆ 事業全体の進捗や取組事例などの情報共有を推進

(※縦連携：申請審査・解体・仮置場・処理施設の各工程・工程間でのボトルネックの把握・改善
横連携：各市町における優良事例の共有と他市町への水平展開)



能登半島におけるアクセス確保

7/30 7時00分時点
国土交通省 道路局

(主な対応状況)

- 1/2 北陸道などの高速道路(NEXCO・公社管理)の通行止め解除
- 能登半島へのアクセス道路の緊急復旧に着手
- 普通車について、輪島・珠洲市までアクセス確保(大型車について、1/4確保)
- 緊急復旧により、半島内の幹線道路の約8割が通行可(1/15 約9割まで進捗)
- 総理大臣の指示を受け、権限代行に関する調整に着手
- 国が石川県に代わり本格的な災害復旧を代行することを決定
- 社会資本整備審議会道路技術小委員会において、復旧方針の検討を開始
- 社会資本整備審議会道路技術小委員会において、道路構造物の技術基準の方向性を公表
- 徳田大津ICとのと里山空港IC対面通行確保 ※越の原IC～穴水IC間の能登大橋付近は9月末までに対面通行確保

道路復旧見える化マップ

二次元コードは
1 コチャ



緊急復旧(道路啓開)の状況や
交通状況等を、web地図上で閲覧
できる「道路復旧見える化マップ」
を公表(1月12日より)

URL : <https://www.mlit.go.jp/road/6noto/index2.html>

権限代行区間:

国道249号の沿岸部

のと里山海道を含む
能越自動車道の
石川県管理区間

現在の通行状況

通行可 (40km/h規制)

のと里山空港IC

通行可
(片側交互通行・40km/h規制)
※9月末までに対面通行確保

穴水IC 写真①
能登大橋 写真②
越の原IC

穴水町

能登町

輪島市

珠洲市

通行可 (40km/h規制)

徳田大津IC

横田IC

高田IC

七尾IC

七尾市

柳田IC

のと里山海道

能越自動車道

道路状況

能越自動車道・のと里山海道

写真① 能越自動車道 (穴水IC付近)



至 金沢

至 輪島

R6.7.17 12時撮影

写真② のと里山海道 (越の原IC～穴水IC間の能登大橋)



至 金沢

至 輪島

R6.7.17 12時撮影

- 能越自動車道・のと里山海道
- 交通規制区間(一方通行・速度規制)
- 奥能登2市2町への主要ルート(一般道)

令和6年能登半島地震 能登半島 道路の復旧状況

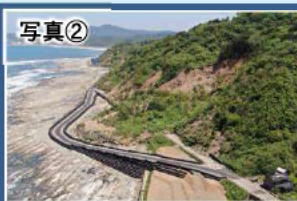
令和6年7月30日(火)7時00分時点

国土交通省・石川県

- 1/2から幹線道路の緊急復旧に着手。24時間体制を構築し、地元を中心とした各建設業協会や(一社)日本建設業連合会の応援を受け、緊急復旧作業を順次実施
- 沿岸部では被災箇所が多数確認されているため、自衛隊と連携し、内陸側・海側の両方からくしの歯状の緊急復旧も進めており、13方向で通路を確保
- 孤立集落は1/19に実質的に解消。引き続き、水道・電力などの要望、自治体の要請を踏まえ、緊急復旧を実施。



写真①
なかや
国道249号中屋トンネル
(中屋トンネル工区)
■9月末までに1車線通行確保予定
■R6年内にトンネルの2車線通行確保予定



写真②
国道249号輪島市野田町
(千枚田工区)
■R6年5月2日(木) 1車線通行確保済
(緊急車両・地元車両通行可能)
■R6年内に2車線通行確保予定



写真③
国道249号輪島市町野町大川～浜田町
(大川浜工区)
■R6年内に1車線通行確保予定

主要な幹線道路における緊急復旧の進捗率

	1/7 7時	現在
半島内の 主要な幹線道路	約6割 ⇒	約9割
うち国道249号 沿岸部※1	約2割 ⇒	約8割 (迂回路を考慮: 約9割)
沿岸部への到達 ※2	6方向 ⇒	13方向

※1: 輪島市門前町～珠洲市役所、※2: 内陸側・海側の両方

孤立地区数の推移※3

1月5日8時	33地区 (最大3,345人)
1月19日	実質的に解消 ※4

※3: 内閣府防災資料より

※4: 2/13に全て解消

生活インフラ復旧に必要な重要箇所の緊急復旧※5

優先復旧の要望箇所 への対応状況	43/43箇所 (5月8日完了)
---------------------	---------------------

※5: 水道、電力、通信、放送事業者より聞き取り



凡例

- 青線: 国交省対応(走行可能)
- 茶線: 県対応(走行可能・その他でも作業を実施)
- 緑線: 自衛隊対応(走行可能)
- 赤線: 自動車専用道路(走行可能)
- 赤いX: 被災規模 大
- 赤いX+: 被災規模 大(緊急車両等の通行を確保済)
- 黄色い四角: 沿岸部への到達点

令和6年能登半島地震による土砂災害対策状況

- 今後の降雨により二次災害が発生するおそれが高い河道閉塞発生箇所(3河川6箇所)については、国による仮設ブロック堰堤の整備等の応急対策が完了するとともに、県・市・気象庁と連携して警戒避難体制の強化を実施済み。
- 国道249号沿岸部の地すべり発生箇所(7箇所)については、搜索活動中の地区を除く6箇所国による大型土のう設置等の応急対策が完了するとともに、地すべりの変位観測値等による避難指示発令基準を地区ごとに設定済み。
- 河道閉塞箇所及び国道249号沿岸部の地すべり発生箇所については、出水期における降雨による地すべりの変動等の計測結果も踏まえ対策工法を検討し、出水期が終了する秋頃迄に恒久対策の実施内容・スケジュール等を公表する予定。
- 上記以外で地すべりやがけ崩れが発生し、二次災害が発生するおそれが高い箇所(26箇所)では、石川県・新潟県による緊急的な土砂災害対策を実施し、全ての箇所で特に早急な対応を要する土砂流出等への対策が完了し、応急的な安全を確保。
- 今後、応急対策に引き続き、二次災害を防止するための砂防堰堤や地すべり防止施設等の整備を推進する。

能登半島北部地域における対応

河川の災害復旧: ■ 国施工 ■ 県施工
 砂防の災害復旧: ■ 国施工 ■ 県施工

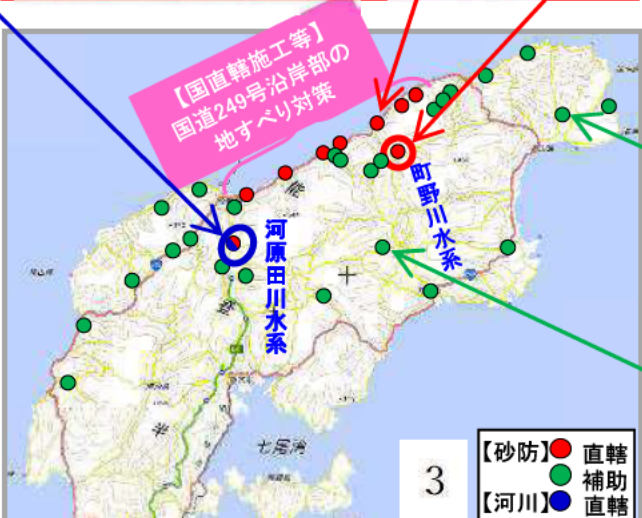
河原田川水系 権限代行等

河原田川 (石川県輪島市)
 河道閉塞(土砂ダム)等が生じている箇所について土砂災害対策等を実施



国道249号沿岸部 国直轄施工等

地すべり発生箇所 (石川県輪島市町野町管々木等)
 国道249号の災害復旧工事と連携し、地すべり対策を実施



町野川水系 寺地川・牛尾川 (石川県輪島市町野町) 国直轄施工

河道閉塞(土砂ダム)が生じている箇所について土砂災害対策を実施



飯塚地区 県施工

がけ崩れ発生箇所 (石川県珠洲市正院町飯塚)



指定避難所等への影響が懸念されるため、急傾斜地崩壊防止対策を実施

原反坊地区 県施工

地すべり発生箇所 (石川県鳳珠郡能登町寺分)



新潟県内における対応

中野口地区 県施工

地すべり発生箇所 (新潟県糸魚川市)



令和6年能登半島地震に伴う河川・海岸の対応状況等について

令和6年7月30日 12:00時点

国土交通省 水管理・国土保全局

- 国管理河川では、施設の損傷等が確認された4水系4河川16箇所において、信濃川(しなのがわ)水系信濃川における緊急復旧工事の完了を含め、必要な応急対策は実施済。出水期明けに本復旧に着手予定。
- 県管理河川では、66水系113河川において施設の損傷等を確認され、石川県管理の河原田川(かわらだがわ)水系河原田川、山田川(やまだがわ)水系山田川において、土砂崩れによる河道埋塞が発生し家屋等が浸水。
損傷が確認された施設等については必要な応急対策は実施済み。河原田川については土砂災害対策と一体となった本格的な復旧工事を権限代行等により国が実施中であり、出水期までに上下流見合いの迂回水路の拡幅や倒木除去・土砂撤去を実施し、上下流と同等程度の通水断面を確保しており、令和7年3月までに復旧を完了させる。
- ダムでは地震による損傷が確認されたダムについて、専門家(国総研)による遠隔指導及び現地での技術支援を実施。応急対策を実施済みであり、7月の出水で洪水調節を実施し機能を発揮。出水期明けに本復旧に着手予定。
- 海岸では、背後に珠洲市の中心部をかかえ、甚大な被害があった宝立町～正院町の海岸において、権限代行による復旧工事を国が実施中。津波のリスク情報を提供するなど、珠洲市の復興まちづくり計画を支援し、この計画と整合を図りつつ、海岸堤防の本復旧を行う。

河川の被害状況: 国管理 県管理

ダムの被害状況: 県管理

海岸の被害状況: 県管理

<石川県管理河川>
49水系88河川

応急対策済



河原田川(かわらだがわ)水系河原田川(輪島市)

河道埋塞

土砂災害対策と一体となった本格的な復旧工事を権限代行等により国が実施中であり、上下流と同等程度の通水断面を確保

山田川(やまだがわ)水系山田川(能登町)

河道埋塞

応急対策としての流路確保済

<宝立正院海岸における復旧工事>

応急対策済

R64までに大型土のう等による応急対策を実施済。



護岸倒壊



大型土のう、シート敷設完了

※その他海岸においても必要な応急対策等を実施済。

<石川県管理ダム>

北河内(きたかわち)ダム(能登町)

貯水池周辺斜面の小規模崩落等

小屋(おや)ダム(珠洲市)

ダム天端の舗装に一部クラック、
ダム堤体表面被覆の一部変状等

専門家(国総研)により、
遠隔指導に加え、ヘリにて
現地入りし技術支援を実施

応急対策済

<国管理河川>

応急対策済

関川(せきかわ)水系関川(新潟県上越市)

護岸損傷、管理用通路クラック 3箇所

<新潟県管理河川>

8水系11河川

応急対策済

<富山県管理河川>

8水系13河川

応急対策済

<国管理河川>

応急対策済

庄川(しょうがわ)水系庄川(富山県射水市)

天端クラック等

<国管理河川>

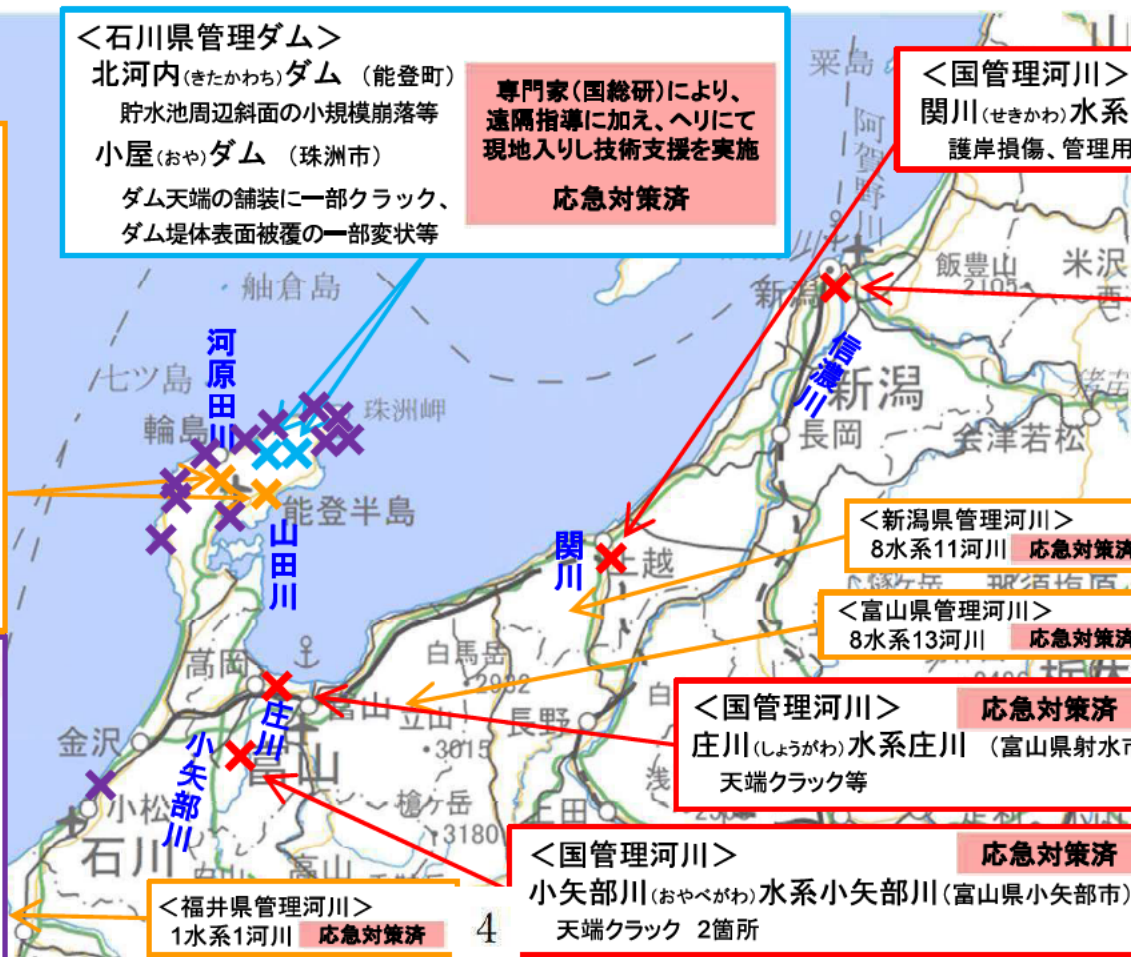
応急対策済

小矢部川(おやべがわ)水系小矢部川(富山県小矢部市)

天端クラック 2箇所

<福井県管理河川>

1水系1河川 応急対策済



被災後(着手前)



緊急復旧工事完了

<国管理河川>

信濃川(しなのがわ)水系信濃川

(新潟県新潟市、長岡市)

堤防沈下、天端クラック等 10箇所

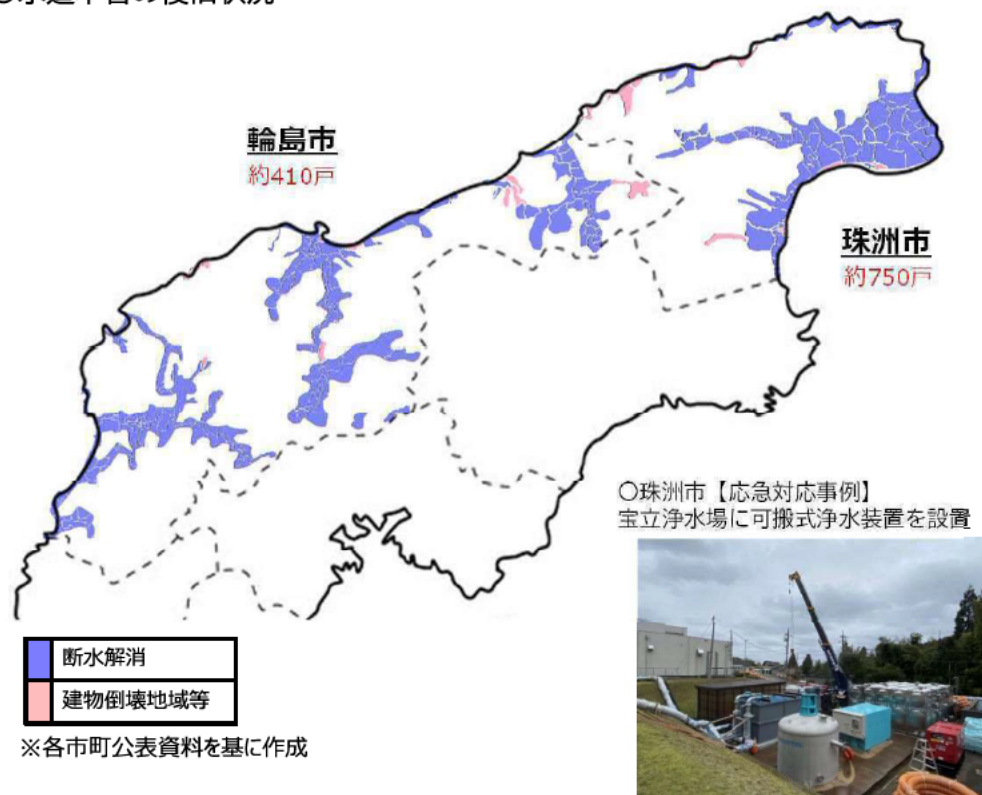
応急対策済

令和6年能登半島地震に伴う上下水道施設の対応状況

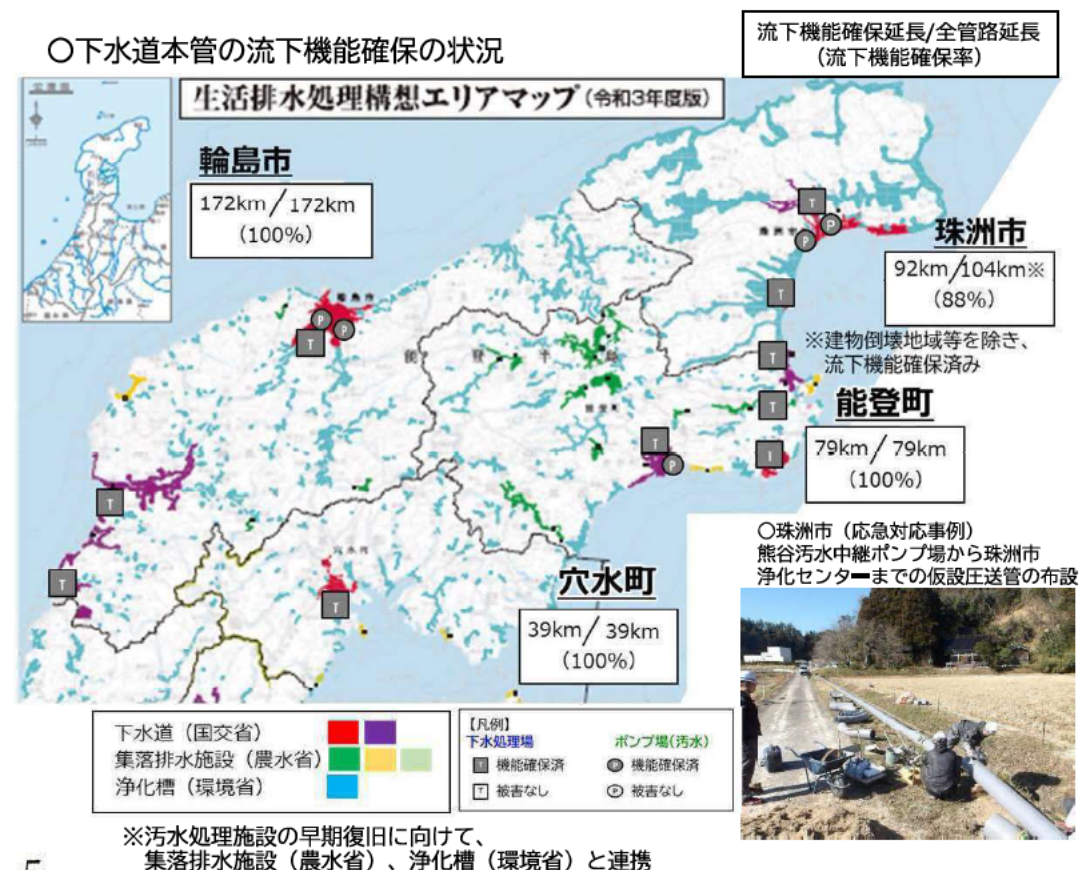
- 「能登上下水道復興支援室」を七尾市に設置し、上下水道復旧について技術的にサポート。
- 5月31日をもって建物倒壊地域等※を除き、水道本管復旧済み。
- 加えて、宅内配管工事を加速するために、石川県と連携し、業者確保を進めています。
- 下水道本管の流下機能は珠洲市の建物倒壊地域等※を除き、確保済み。
- 「上下水道地震対策検討委員会」では、被災市町の復興に向けた上下水道の整備の方向性、上下水道施設の被害を踏まえた今後の地震対策のあり方、上下水道一体での災害対応のあり方について中間とりまとめを公表。(5月29日)

※建物倒壊地域等については関係機関と連携して引き続き復旧等を進める。

○水道本管の復旧状況



○下水道本管の流下機能確保の状況



令和6年能登半島地震の影響による鉄道の状況について

A のと鉄道 七尾線 (33.1km) 能登中島駅～穴水駅間は、4月6日(土)から運転再開 (全線で運転再開)

1月9日～10日 現地調査実施(合計12名): TEC-FORCE 5名、鉄道・運輸機構 鉄道災害調査隊(RAIL-FORCE) 7名
1月18日～2月16日 TEC-FORCE 3名を のと鉄道に派遣・常駐。- 復旧作業支援のための連絡調整等

B JR西日本 七尾線 (59.5km) 七尾駅～和倉温泉駅間は、2月15日(木)から運転再開

【事業間連携による早期鉄道復旧に向けた取り組み】

- ・1月19日 鉄道等の災害復旧に係る事業間連携に関する連絡調整会議(省内関係局、鉄道事業者)を開催
- ・1月25日 鉄道等の災害復旧に係る事業間連携に関する地方連絡調整会議(北陸地整局、北信運輸局、石川県、鉄道事業者等)を開催
- ・2月1日～4月5日 線路敷きへの進入路の盛土材に道路復旧用砕石を活用し、土砂・倒木撤去作業及び法面補強作業を実施

【のと鉄道】



- 1月15日以降に再開した路線
- ・JR西日本 七尾線(高松駅～羽咋駅間) (1月15日から)
 - ・JR西日本 七尾線(羽咋駅～七尾駅間) (1月22日から)
 - ・JR西日本 七尾線(七尾駅～和倉温泉駅間) (2月15日から)
 - ・のと鉄道 七尾線(和倉温泉駅～能登中島駅間) (2月15日から)
 - ・のと鉄道 七尾線(能登中島駅～穴水駅間) (4月6日から)

【JR七尾線】



令和6年能登半島地震による港湾・港湾海岸の現況と対応方針

- 石川県からの要請により、七尾港、輪島港、飯田港、小木港、宇出津港、穴水港の計6港について、1月2日より港湾法に基づき、**港湾施設の一部管理を国土交通省にて実施**（5月以降対象港を縮小し、8月1日終了）。応急復旧工事で利便性を改善。
- 2月1日、上記6港に伏木富山港、和倉港を加えた計8港2海岸について、**大規模災害復興法に基づく代行復旧により本格的な復旧作業を迅速に進めることを決定**。
- 3月25日、概ね2年以内の復旧完了を目指すとした復旧設計方針を策定し、7月4日、**具体的な復旧完了時期の見通しを発表**（輪島港、和倉港を除く）。7月12日、**輪島港の短期復旧方針を発表**。

輪島港（最大水深7.5m）

石川県管理

被災した施設の現況

マリンタウン岸壁

- 応急復旧工事で背後に生じた最大約2mの段差を解消。
- 地震による地盤隆起により、水深が最大1.5m程度浅くなったことから、**水深6mの岸壁として運用**。

小型船だまり

- 地盤の隆起により多くの漁船が座礁。漁船の移動等に必要な水深を確保するための浚渫作業を順次実施。（7/23完了）

本格復旧方針

[短期] 生業再建を最優先とし、**令和8年度までに原位置における段階的かつ効率的な復旧を目指す。** **代行復旧**

[中長期] 創造的復興に向けて関係者と検討中。



小型船だまりの浚渫作業の状況（4/19）

小木港（最大水深5.0m）

石川県管理

被災した施設の現況

- 応急復旧工事で水深5m岸壁の**延長160mのうち94mが利用可能な状態に回復**。
- 水深4.5m岸壁は、浅所が生じたため水深3.5mで運用。

本格復旧方針

- 段階的に復旧工事を実施。**令和7年度完了予定。** **代行復旧**

代行復旧

飯田港・飯田港海岸（最大水深5.5m）

石川県管理

被災した施設の現況

- 水深5.5m岸壁は利用不能。
- 水深4.5m岸壁は応急復旧工事で**延長300mのうち130mが利用可能な状態に回復**。7月より、災害廃棄物の海上輸送を開始。
- 小型船だまりの啓開作業を実施し、泊地内の転覆漁船や防波堤の消波ブロックを撤去。**物揚場を利用可能な状態に回復**。

本格復旧方針

- 段階的に復旧工事を実施。**令和7年度完了予定。** **代行復旧**
- 海岸保全施設については、隣接する区域と一体的に検討中。



啓開作業の状況（2/27）

七尾港（最大水深11.0m）

石川県管理

被災した施設の現況

- 大田地区：応急復旧工事で水深11m岸壁が制限付きで利用可能な状態。
- 矢田新地区：水深9m、7.5m岸壁がエプロンに重量物を載せないこと等を条件に利用している状態。

本格復旧方針

- 利用できない状態の施設から復旧工事を実施。**令和7年度完了予定。** **代行復旧**

応急復旧の状況
アスファルト舗装完了（5/23）

宇出津港（最大水深4.0m）

石川県管理

被災した施設の現況

本格復旧方針

- 応急復旧工事で物揚場**延長160mのうち83mが利用可能な状態に回復**。7月より、災害廃棄物の海上輸送を開始。
- 利用できない状態の施設から復旧工事を実施。**令和7年度完了予定。** **代行復旧**

代行復旧

穴水港（最大水深4.0m）

石川県管理

被災した施設の現況

本格復旧方針

- エプロンに重量物を載せないこと等を条件に利用している状態。
- **令和7年度完了予定。** **代行復旧**

代行復旧

和倉港・和倉港海岸（最大水深3.0m）

七尾市管理

被災した施設の現況

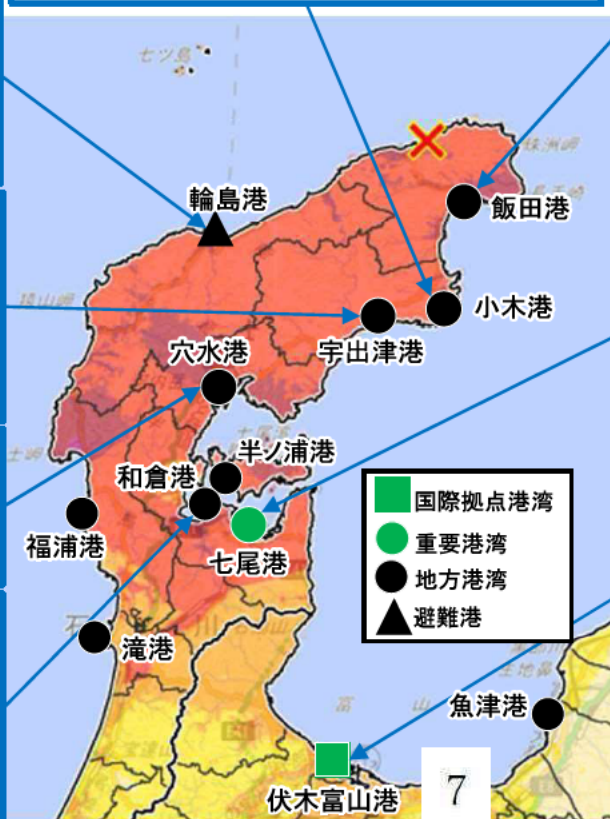
本格復旧方針

- 護岸の更なる崩壊を防ぐための応急復旧工事を実施。
- **早期復旧に向け関係者と検討中。** **代行復旧**

代行復旧



応急復旧の状況
（6月末完了）



※新潟県、富山県、石川県、福井県の計20港において、災害復旧事業等を実施し、被災地の復旧・復興を支援。

※代行復旧する施設は、対象港湾の一部の施設に限る。

- 発災翌日より、能登空港において救援ヘリコプターの受入れを開始
- また、TEC-FORCEの派遣により、自衛隊固定翼機受入れのための応急復旧や空港運用時間拡大等を支援し、災害救援活動の拠点として機能
- 並行して、民間航空機運航再開のための応急復旧を実施し、1/27より運航再開
- 大規模災害復興法の適用による権限代行により、国土交通省が本格的な復旧工事を実施



これまでの経緯

1/2

・救援ヘリの受入れ開始

1/2～

・空港施設の復旧支援のためTEC-FORCE職員を派遣

1/3

・滑走路の被災状況調査

1/4

・石川県発表

・仮復旧を施し、自衛隊機の離発着は数日後に可能となる見込み

・民航機が運航可能となるのは早くとも3週間後(1/25)以降の見込み

1/9～

・空港運用の支援のためTEC-FORCE職員を派遣

1/10～

・空港運用時間を拡大

1/12～

・自衛隊固定翼機が離着陸を開始

1/27～

・民間航空機運航再開

2/1

・大規模災害復興法の適用による権限代行を決定

全日空の当面の運航計画

※被災前は能登ー羽田間を2往復/日 運航

・ 1/27～4/14 1往復/日 週3日(火・木・土)にて運航再開

➢ (1/27～3/28) 羽田10:30発→能登11:30着 能登13:50発→羽田14:55着

➢ (3/29～4/14) 羽田08:55発→能登09:50着 能登11:30発→羽田12:35着

・ 4/15～10/26 1往復/日 毎日にて運航予定

➢ (4/15～4/25) 羽田08:55発→能登09:50着 能登11:30発→羽田12:35着

➢ (4/26～10/26) 羽田08:55発→能登09:50着 能登10:45発→羽田11:50着

ターミナルビル

航空灯火

主な被災箇所

○能登空港
設置管理者:石川県
滑走路:2,000m

国土地理院の空中写真

滑走路

着陸帯

場周道路

調節池

亀裂

段差

8

陥没

亀裂

1/27 民間航空機運航時の様子

再開初便到着

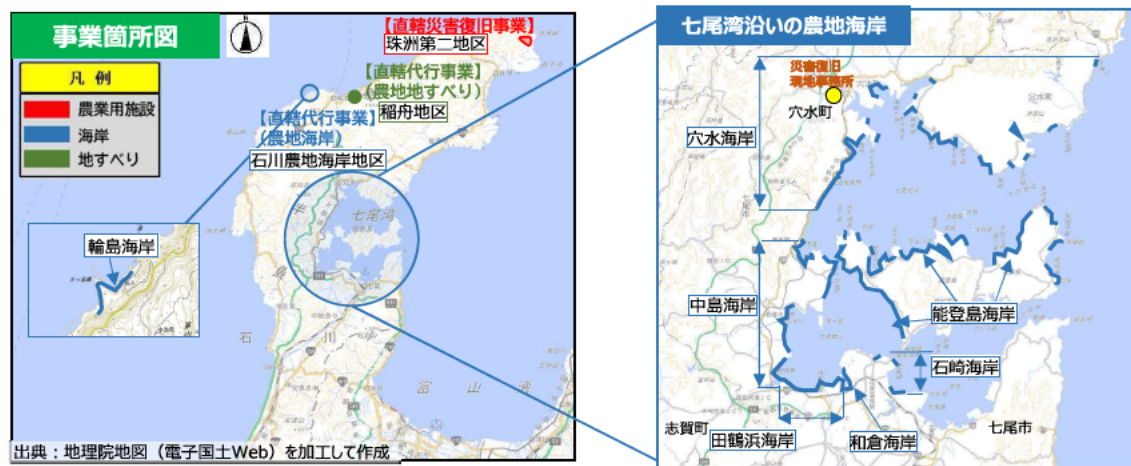
能登空港出発ロビー

1/12 自衛隊輸送機による物資輸送

農地関係の取組状況

■ 直轄代行事業等の実施

- 農地海岸「石川農地海岸地区」については、護岸が転倒し、浸水のおそれがあった能登島海岸の一部において、大型土のう設置等の応急工事を実施し、7月に完了。今後、被災箇所ごとに、被害状況や土質等の詳細な調査及び被災した護岸等の復旧に係る設計を実施の上、本復旧工事を進めていく予定。
- 農地地すべり「稲舟（いなぶね）地区」については、応急工事として、崩落した法面の土砂撤去、集落内への進入路の設置を実施中。今後、地下水位や土質等に係る詳細な調査及び地すべりを防止する施設に係る設計を実施し、本復旧工事を進めていく予定。
- 4月、能登地域に、こうした直轄代行事業等を実施するための現地事務所を設置（穴水町）。



林野関係の取組状況

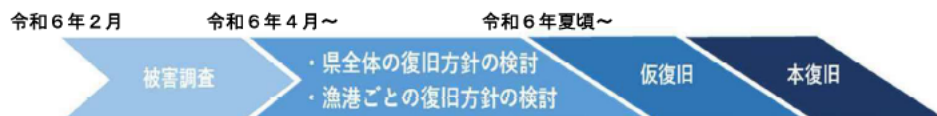
■ 直轄治山事業による山腹崩壊対策

- 民有林の直轄事業については、大規模な山腹崩壊等の早期復旧に向け、奥能登地域において国直轄による災害復旧等事業9箇所の実施を決定。7箇所について応急工事に着手、残り2箇所は入札公告中（9月に着手予定）。
- 4月に迅速な事業実行を図るため、林野庁職員（治山技術者5名）が常駐する「奥能登地区山地災害復旧対策室」を設置。



水産関係の取組状況

■ 地盤隆起等甚大な被害を受けた漁港への対応



＜復旧方針の検討＞

- 国（水産庁、国土交通省）も協力し、石川県は「能登の水産関係港の復興に向けた協議会（復興協議会）」を3月25日に設置。復興協議会には、石川県の漁業者・団体、国・県・市町、研究機関等が参加し、港の復興方針について検討中。7月10日に骨子を取りまとめ公表。
- 国（水産庁）は、5月16日に有識者による「能登半島地震漁業地域復旧・復興技術検討会」を設置。①漁港施設の被害状況、被災パターンの分析、②被災パターンに応じた復旧方法・手順等について検討し、7月5日に成果を取りまとめ、県が設置した復興協議会に提供。
- 漁業の早期再開に向けて、国（水産庁）による輪島市、珠洲市管理の漁港の仮復旧方法の選択肢の提示や、関係団体による工事発注へのサポート等、仮復旧の早期実施を支援。

■ 現地支援の状況

○漁港等の直轄代行事業

- 石川県及び珠洲市からの要請に基づき、狼煙（のろし）漁港（石川県管理）及び鵜飼（うかい）漁港海岸（珠洲市管理）の国による代行事業を実施。
- 狼煙漁港の早期の避難機能の回復に向け、水深確保のための浚渫工事を実施中。鵜飼漁港海岸は珠洲市の復興まちづくりとも連携し、今後、復旧に向けた調査や設計等を実施。



位置図



出典：地理院地図（電子国土Web）を加工して作成

○現地支援拠点を通じた対応

- 水産庁職員の活動拠点として4月に奥能登地域（穴水町）に設置した現地支援拠点を活用して、漁協支所等を訪問し、県や漁協等との密接な連絡調整等を継続。

通信インフラ（携帯電話）の復旧

- 応急復旧が1月中旬に概ね終了
- 能登半島北部6市町における基地局のうち、98%において本格復旧済み。官民の連携のもと、被災地域全般にわたる本格復旧を推進

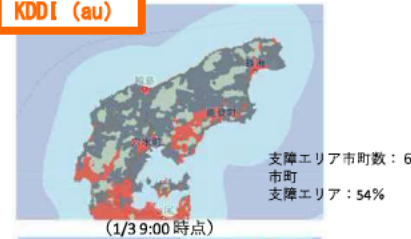
復旧状況

エリア支障
最大時

NTTドコモ



KDDI (au)



※濃い緑色/灰色が
支障のあるエリア、
薄い緑色はサービス
対象外のエリア



直近

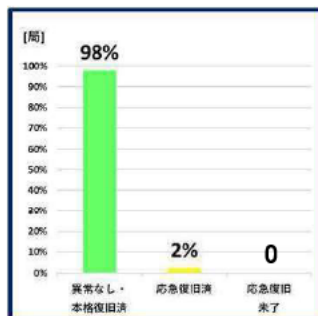


- ・ソフトバンク : 2/27 エリア支障解消済
- ・楽天モバイル : 2/29 自社設備によるサービス提供地域についてエリア支障解消済

本格復旧への取組

- ・ 携帯電話基地局、光ファイバ等の強靱化や、今後に向けた復旧体制の整備を推進。

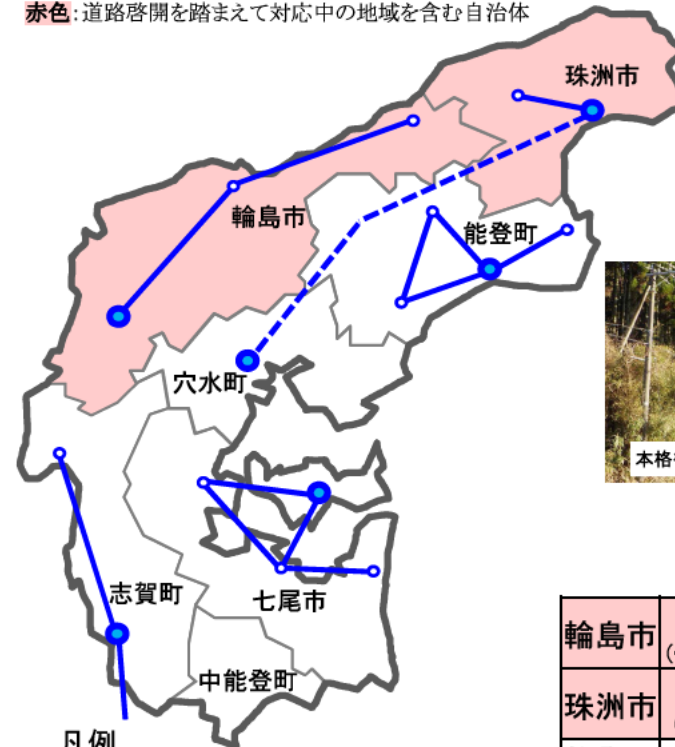
応急復旧と本格復旧の状況



ケーブルテレビインフラ（放送・通信）の復旧

- ① 応急復旧が3月末に概ね終了
- ② 被災地域では補助事業を活用して本格復旧を推進

赤色:道路啓開を踏まえて対応中の地域を含む自治体



凡例

- センター施設(大) ○ センター施設(小)
- 珠洲市ー穴水町間の連絡線
- センター間のケーブル網



ケーブル網の損壊



本格復旧



ケーブル網の応急復旧
(地面敷設)

輪島市	概ね応急復旧済み (一部地域は道路啓開を踏まえて対応中)
珠洲市	概ね応急復旧済み (一部地域は道路啓開を踏まえて対応中)
能登町	復旧済み
穴水町	復旧済み
七尾市	復旧済み
志賀町	復旧済み

本格復旧への取組

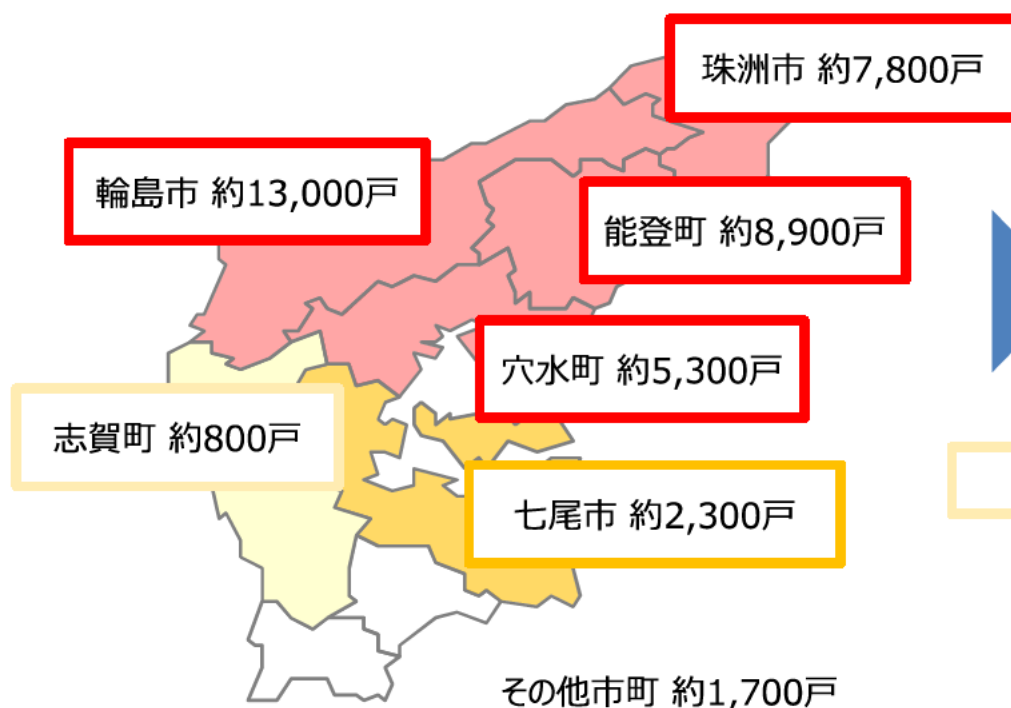
- 国庫補助率を2/3にかさ上げ(従来1/2)するとともに、地方財政措置を拡充し、自治体・事業者の負担を大幅に軽減。
- 仮設住宅へのケーブル敷設や過去総務省予算で整備した設備以外の復旧も補助対象とする。

➡ 輪島市、珠洲市、能登町、穴水町及び七尾市において、補助事業を活用した本格復旧・仮設住宅へのケーブル敷設を実施中。

- 石川県内において発災時約4万戸の停電が発生したが、安全確保等の観点から電気の利用ができない家屋等※を除き復旧。

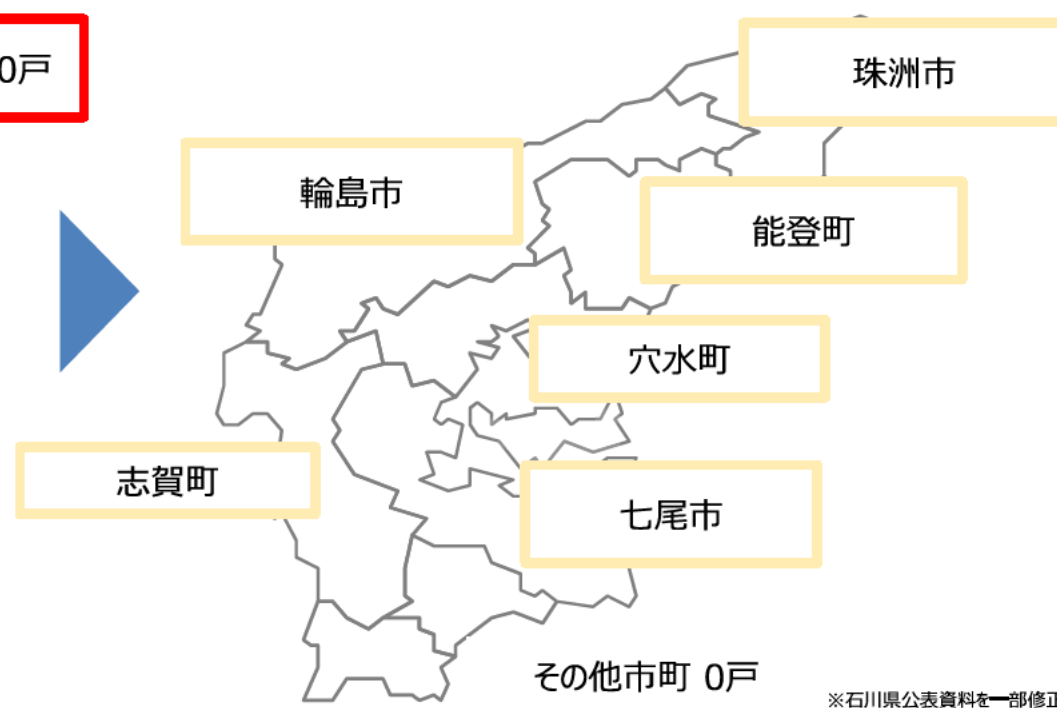
※北陸電力送配電が保安上の措置を実施：約80戸（7/29時点）

最大停電戸数（1/1時点）約4万戸



停電戸数（7/29時点）0戸

（安全確保等の観点から電気の利用ができない家屋等※を除く）



※石川県公表資料を一部修正

※北陸電力送配電が保安上の措置を実施：約80戸
（輪島市約50戸、珠洲市約10戸、能登町10戸未満、七尾市10戸未満）

戸数は 7/29 時点

復興まちづくりについて

輪島市 まちづくり推進課

【復興まちづくり計画の策定】

- ・輪島市復興まちづくり計画検討委員会(R6.5.9～)
- ・委員長 姥浦 道生 氏(東北大学) ほかに13名により構成
- ・第1回(5月9日)、第2回(7月12日)、第3回(8月8日予定)
- ・9月に基本構想、年内に計画を取りまとめる予定

【住まいの再建に関する課題】

●自力再建に関する課題

- ・建築費(労務単価や資材単価)の高騰
- ・高額な建築費と各種制度の差
- ・建替え(新築)や修理に対する支援制度の不足
- ・災害公営住宅の建設戸数の増加に繋がる



復興まちづくり計画検討委員会(R6.7.12)



災害公営住宅(H19能登半島地震)

【提言】住宅の建替や修理に対する新たな支援制度の創設

●災害公営住宅の建設に関する課題

- ・1,200～1,400戸の建設が必要と想定
- ・建築費の高騰や建設用地の確保
- ・自治体の財政負担の増加

【提言】建設に対する補助率や標準建設費の拡充・用地取得費に対する補助

住まいの再建、復興まちづくりに向けた地元の取り組み状況

令和6年8月5日

1 住まいの再建

- ① 仮設住宅入居者 ※R6.7.31現在
 - 応急仮設住宅 452世帯 (911名)
 - みなし仮設住宅 111世帯 (230名)
- ② 町地域整備課内において「災害公営住宅建設準備室」を新設
- ③ 仮設住宅入居者へ「仮住宅返還後の意向調査を実施」 → 必要量を確保
- ④ 災害公営住宅建設用地と合わせて、新たな住宅建設用地を整備



2 復興まちづくりに向けた地元の取り組み状況

- ① のと鉄道穴水駅を核とした商店街の再生
 - 仮設商店街の建設 8区画 9店舗 (飲食店、小売店、美容院 など) ※R6.10.1オープン
- ② 若者が中心となった「まちづくりグループ」の結成 ※R6.4.1結成
 - 穴水町甲復興団 (30~50代 約20名で構成)
- ③ NPOボランティアの協力
 - ボランティア団体と町・社会福祉協議会等との連携による被災者支援

能登町 住まいの再建、復興まちづくりにむけた取り組み

①住まいの再建

- 1) 「くらしと住まいに関する無料相談会」の実施
- 2) 「建築士による住まいの再建個別訪問相談」の実施
- 3) 災害公営住宅整備について
 - ・ 応急仮設住宅入居予定 5 5 0 戸及びみなし仮設住宅入居者 1 9 3 戸に対し 9 月中に住まいに関するアンケート調査を実施
 - ・ 天坂地区内に災害公営住宅団地を整備（令和 7 年度中の一部完成目指す）

②復興まちづくりにむけた地元の取り組み

- 1) 復興まちづくりプロジェクトチームの設立（7 月 3 日設立）
- 2) 白丸復興住宅推進委員会の設立（7 月 1 2 日設立）

住まいの再建、復興まちづくりに向けた地元の取組状況について（志賀町）

1 公費解体について（環境安全課）

①現状

家屋棟数 21,974 棟（固定資産概要調書より）

罹災証明書発行棟数 15,315 棟（7/17 現在）70%

罹災証明書（半壊以上）6,751 棟（住家 2,372 棟 非住家 4,379 棟）

※公費解体申請棟数（7/27 現在）2,886 棟（住家 649 棟 非住家 2,237 棟）

※自費償還申請棟数（ " ） 102 棟（住家 20 棟 非住家 82 棟）

※緊急解体 9 棟

解体申請割合 44%

解体完了総数 159 棟（公 48 棟、自 102 棟、緊急 9 棟） 5%

解体班数 39 班 ⇒ 8 月に 50 班へ 追加

②今後の対応

公費解体の仮置場 2 か所から 3 か所へ追加設置予定

自費償還申請期限 R6.9.30 から R7.3.31 へ 6 か月延長

解体班の追加投入 120 班 目標

③課題

申請手続きの煩雑さ

解体事業者の宿泊施設の確保

災害廃棄物の搬出先の確保

2 インフラ復旧の進捗状況（まち整備課）

①道路河川の状況

現在、年内の査定に向け鋭意進めているところで、先般の大雨による側溝の吸出しや仮復旧による碎石の補充等により応急処置を行っている状況。（下水管路の被災もあり交通量の多い箇所以外は仮舗装までに至らない）

道路河川（橋梁含む）では、査定見込件数で約 300 箇所を予定しているが、

現在、その1/3程度の査定完了状況で、あくまでも復旧が急がれる路面災を中心とした進捗であり、本格的な復旧には下水道・水道との調整も含めた発注が必要であるが、今のところ至っていない現状。

査定についても、中長期職員とともに現地を把握しながら順次進めているが、技術職員の不足が懸念される状況で、現在、新たな派遣職員のマッチング依頼を進めている。(7/26 開催の「発注者調整会議」では、査定中心で発注に向けた段階作業を行える状況ではない。とのこと)

②水道の状況

応援事業体などによる応急復旧による応急本復旧については査定完了し、現在、応急仮復旧箇所について査定に向け準備している。工事発注には、水道災害そのものの復旧に加え、下水道の復旧に伴い水道管路の移設補償による水道工事が多く予想されることにより、工事発注にかかる人員の不足が懸念される。

③下水道の状況

公共下水道については順次被災箇所の査定を行っている段階で、農業集落排水施設は査定が完了し、一部は現在10月発注に向け設計等を進めている。仮復旧においても順次査定を進めることに合わせ、突出したマンホールの支障箇所の応急仮工事を進めている。

町管理浄化槽については、早期に入替が必要な浄化槽工事については概ね完了目途(8月初旬完)。個人設置型浄化槽については、浄化槽コールセンターを通じての補助申請手続きであるが、申請件数が伸び悩んでいる。事業者の代行申請制度も周知が必要なため、周知を進めているところ。

④復興まちづくり

現在、仮設住宅を全体で10団地393戸を予定し、うち7月までに6割(232戸)完成。残りも一部は9月予定であるが、概ね8月末の完成を見込んでいる。

全体戸数(393戸)のうち4割(158戸)が木造長屋の恒久的住宅であり、6割ほどのプレハブ入居者や半壊以上で自宅にとどまっている方などを対象に8月中に意向調査を実施し、「災害公営住宅」の建設規模を捉えたいと考えている。

応急仮設住宅の完成状況

資料 3-5



- 現在（7月30日）＜要望＞6,804戸、＜着工済＞6,732戸、＜完成済＞5,498戸
- 6,262戸を8月末までに完成予定、残る542戸は9月以降に完成予定

構 造	プレハブ	木 造	
概 要	迅速かつ大量に供給し、避難生活を早期解消するもの	市町有住宅に位置づけることで、恒久的な住まいとすることが可能	
入居期間	原則2年間（状況により延長）	原則2年間（2年後市町有住宅へ転用等）	
場 所	市町有地、学校グラウンドなど	従前のお住まいの近く	
外 観	 農村ふれあい広場	長屋（まちづくり型）	戸建風（ふるさと回帰型）
		 三井町第一団地	 唐川地区
着 工 数	5,159戸	1,547戸	26戸
完 成 数	4,623戸	869戸	6戸

住まいの再建 相談体制の強化



応急仮設住宅の建設が進み、今後は、恒久的な住まいをどう確保するかが被災者にとって最大の関心事

住まいの再建について相談したい方



「修理か建て替えかで迷っている」、
「耐震改修について聞きたい」など

震災住宅相談
ダイヤルいしかわ

建築士
等が対応

＜受付番号＞ 0120-868-616

「もっと詳しく聞きたい」

夏の住宅相談会

建築士等が対応
住宅融資相談も可

＜時期＞ お盆前後に集中的に開催

「自宅を見て欲しい」

現地派遣相談

建築士
を派遣

＜時期＞ 夏の住宅相談会後

「工事業者が見つかりにくい」、「工事業者を紹介してほしい」など



7/26から新たに開設 住宅再建 相談受付窓口

- ✓ 住宅の建替え・修理（応急修理含む）の相談
- ✓ ご希望に応じて、工事業者を手配

＜受付時間＞ 土日祝除く
9:00～17:00

＜受付HP＞
<https://www.jiwood.or.jp>

＜受付番号＞
0120-123-688

＜実施主体＞
石川県木造住宅協会・
石川県建設業協会

※上記の実施主体は、いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク

-2-

住宅の応急修理の促進



- 「住宅の応急修理」とは、災害救助法に基づき、地震により準半壊以上の被害を受けた住宅に、今後も住み続けることを目的に、応急的な住宅の修理を行う制度
- 工事業者が見つかりにくいなど、**住宅の応急修理が進まない**という課題を踏まえ、
 - ① 応急修理制度の**完了期限の延長**
 - ② お住まいの市町以外の工事業者に対する**掛かり増し経費の補助制度の創設**

① 応急修理制度の完了期限の延長

1年延長

完了期限：令和6年12月31日 ⇒ **令和7年12月31日**

対象地域：県内17市町（野々市市、川北町以外）

補助対象：応急修理を実施した工事業者

市町から直接支払い

② 応急修理制度に関する掛かり増し経費の補助

7/26～

対象地域：**能登6市町**（輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町）※金沢方面から遠方となる地域

補助対象：**石川県木造住宅協会・石川県建設業協会の会員で、
応急修理を行うお住まいの市町以外の工事業者**

掛かり増し経費（燃料費・人件費・
宿泊費）を県が直接支払います

●各地のインフラも整いつつある中、中小企業支援施策も具体化。現場の課題を実務的に解決していくことが重要なフェーズ。

【なりわい再建】

- ✓なりわい補助金：279件交付決定（4県）、随時公募中
- ✓小規模事業者持続化補助金：844件採択（4県）、4次公募中
- ✓商店街支援：[イベント等]：107件採択（4県）、次期公募調整中
- ✓[施設等復旧]：8件交付決定（3県）、2次公募中
- ✓仮設施設整備支援：仮設宿泊施設 オープン：空港（6/30）
整備中：珠洲市、穴水町
仮設商店街整備（七尾市、珠洲市、穴水町等）
- ✓金融支援：日本公庫金利引き下げ、災害関係保証 等

【官民ファンドを通じた対応】

- ✓いわゆる二重債務問題に対応するため、既往債務に係る債権買取や出資を実施すべく、中小機構、REVIC等が出資する、100億円規模のファンドを設立。
- ✓4/1にファンドの相談窓口である「能登産業復興相談センター」を七尾商工会議所内に開設し、相談対応を開始。6/3に輪島市の「のと里山空港」内にもサテライトオフィスを開設。

【クラウドファンディング支援等】 ※中小機構による対応

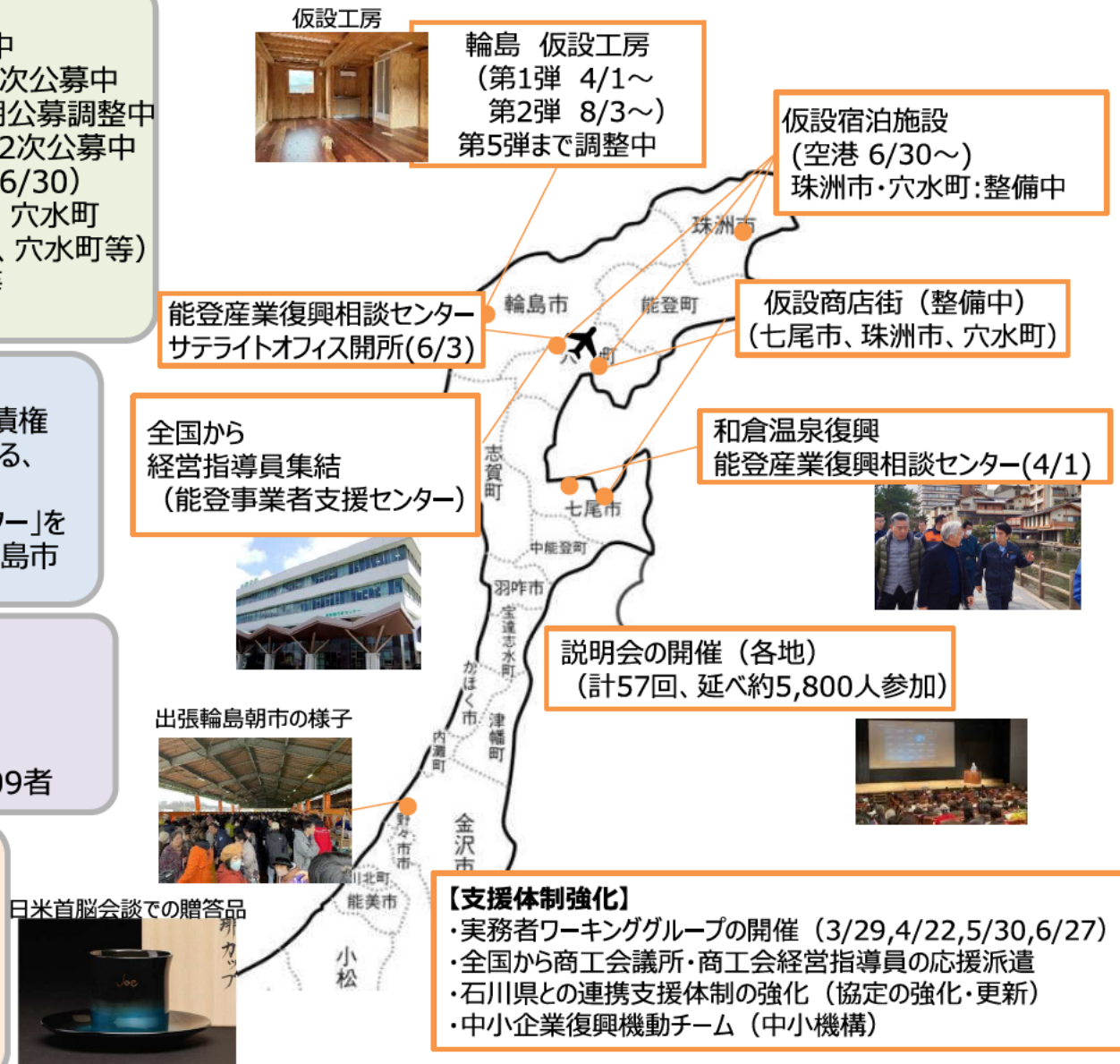
- ✓クラウドファンディング
- ✓ビジネスマッチング支援（ジグテック）：相談対応693件
- ✓復興支援アドバイザー派遣：派遣件数147件
- ✓復興応援フェアの開催（物産展）等：出展事業者：109者

【伝統産業の復興】

- ✓仮設工房：第1弾、第2弾オープン、第5弾まで調整中
- ✓伝統的工芸品補助：
 - 一次公募：39件採択（3県）
 - 二次公募：4月19日から6月28日まで公募（審査中）
 事業再開の後押しのため、追加公募を予定
- ✓外交や在外公館を活用したPR

【観光産業の復興】

- ✓将来の「まちづくり」も視野に入れた総合的な対応
- ✓金融支援、ハンズオン支援



令和6年能登半島地震なりわい再建支援補助金の執行状況

※8/1時点

	公募状況	交付決定件数	交付決定額（国費）
石川県	第1回 2/28～3/13	第1回 6件 (3/27)	第1回 359,121,000円
	第2回以降 4/1～（随時）	第2回 11件 (5/10)	第2回 109,039,000円
		第3回 47件 (6/28)	第3回 236,606,000円
		合計 64件	合計704,766,000円

仮施設設整備支援事業の概要

- 令和6年1月能登半島地震で被害を受けた新潟県・富山県・福井県・石川県及び各県内の市町村において、各自治体が行う仮施設設の整備を、中小機構が全額助成する

＜事業概要＞

○補助対象地域：新潟県・富山県・福井県・石川県

○補助対象者：県及び市町村

○補助率：10/10

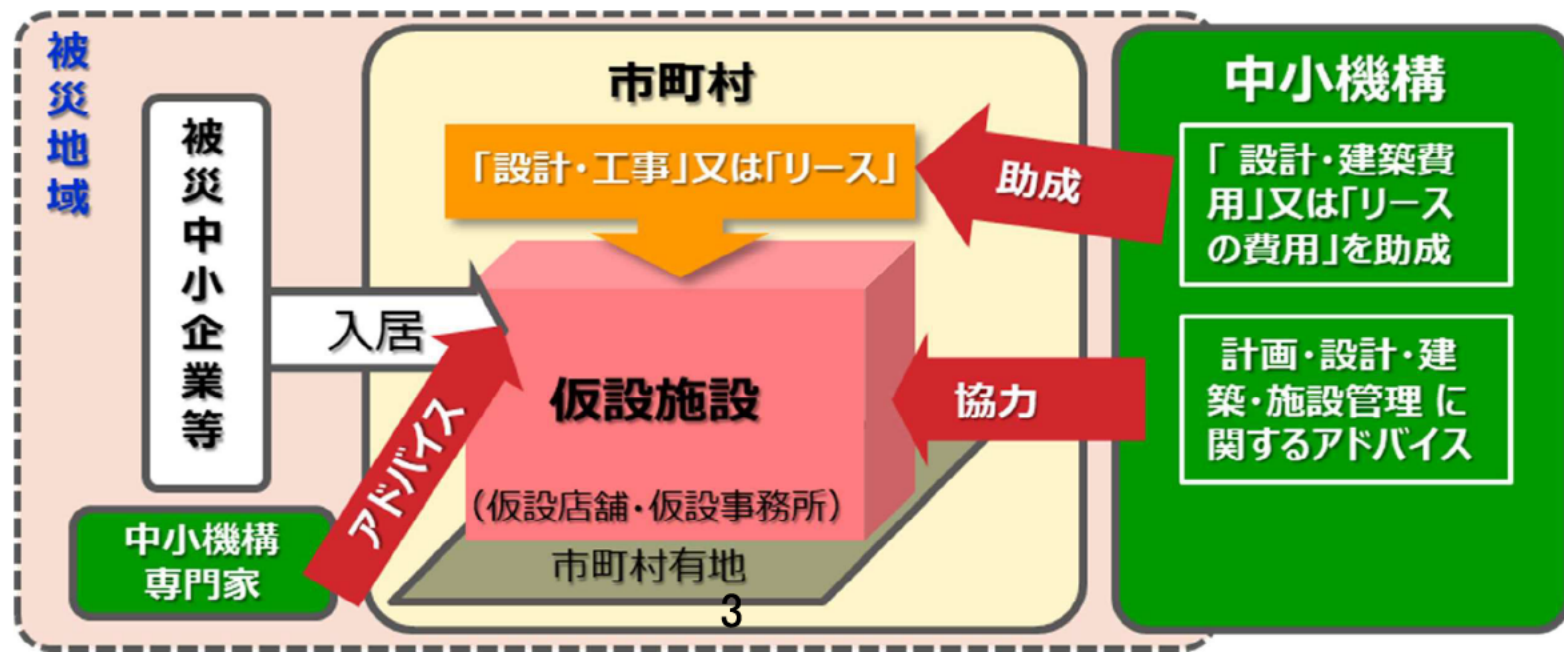
○上限：・1事業者あたり上限100㎡(※)かつ入居者の被災前の事業場の面積以下

※「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」第2条の規定に基づく

指定を受けた工芸品の製造を行うための工房として使用する場合は200㎡。

○対象経費：設計・建築費用、リース料等、施設管理に関するアドバイスを実施

【事業スキーム図】



仮設店舗の整備状況(R6.8.5時点)



【輪島市門前町】

- ・禅の里広場 6区画
- ・堀瑞復興広場 2区画
- ・旧酒井家跡地 3区画
- **10月上旬整備予定**



【輪島市】

- ・重蔵神社付近
- ・わいち商店会付近
- ・町野町水泳プール付近
- 調整中

【輪島市（のと里山空港）】

- ・空港駐車場内
- 調整中



【珠洲市】

- ・道の駅「すずなり」敷地内 4区画
- **8月末整備予定**



【志賀町】

- ・道の駅とき町街道 5区画
- **8月末整備予定**
- ・夕日ヶ丘公園 4区画
- **9月末整備予定**



【七尾市】

- ・一本杉通り商店街内 4区画
- **8月末整備予定**
- ・和倉温泉 お祭り会館駐車場
- 調整中



【能登町】

- ・大屋根広場
- 調整中



【穴水町】

- ・町営「防災ひろば」 8区画
- **8月下旬整備予定**





なりわい再建支援補助金提出書類の見直し

なりわい再建支援補助金においては、被災事業者の事業継続に不可欠な施設又は設備の復旧・整備を補助対象

⇒ このたびは^{しょうひよう}**代替可能なものを中心に、一部証憑書類(確認書類)の提出を不要とする**

提出を不要とする証憑書類(確認書類)等

対応

①建物の登記簿謄本

②法人の登記簿謄本

③決算書

④法人番号指定通知書

⑤建物の位置図・配置図

⑥保険・共済加入の同意書



➤ 建物所有者の確認

➤ 事業活動の確認

➤ //

➤ //

➤ 所在、敷地状況確認

固定資産台帳等で確認

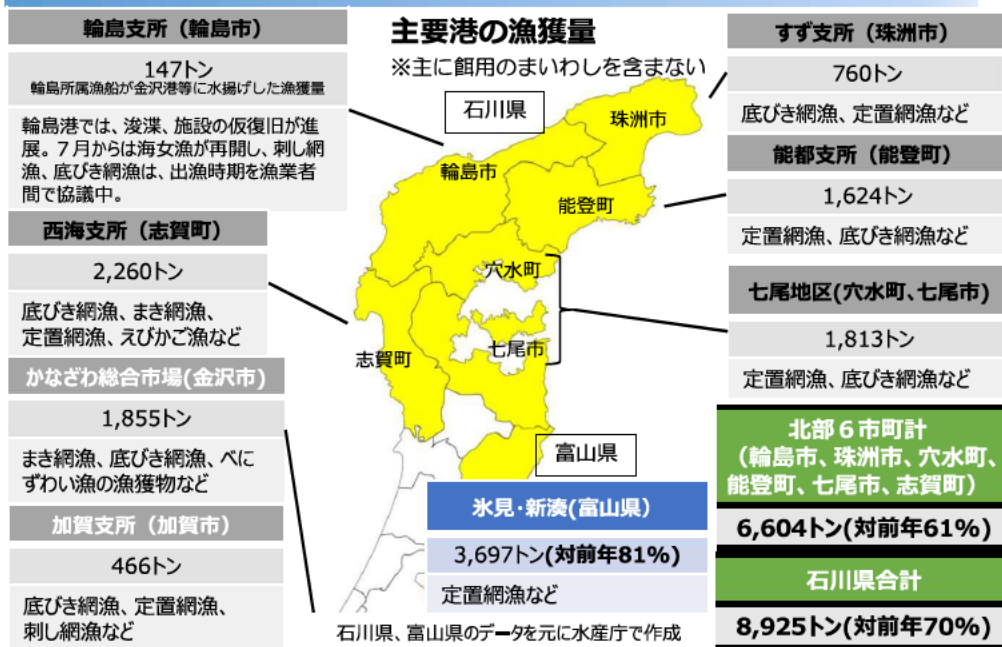
原則、**提出不要**

小規模事業者は**提出不要**

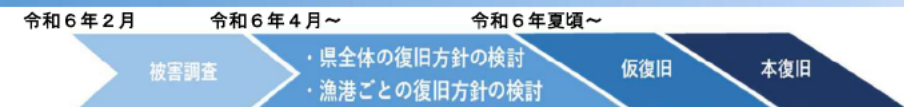
審査の上で、必要がある場合は省略した書類の提出を求めるなどして
申請者の負担軽減と補助金の適正な執行を両立していきたい

- 応急復旧を行った施設や船体損傷がなく航行可能な漁船等を活用し、定置網漁・底びき網漁等が再開。本年は定置網漁によるぶり等の漁獲が好調。
- 輪島地域では浚渫の進展を受け、自走可能な漁船の移動が進捗。国の事業を活用し、舳倉島等でのがれき回収、海女漁業者による漁場調査が実施され、地元は、7月から、まず、もずくを漁獲対象とした海女漁を試験的に再開。
- 国の直轄代行工事により、漁船の避難港である狼煙漁港では、早期の機能の回復に向け浚渫を実施中であり、鵜飼漁港海岸では、珠洲市と連携し、今後、復旧に向けた設計等を実施。また、被災した漁船・漁具の復旧のため、漁協が行う漁船等の導入の支援を継続。

1. 漁業再開の状況(1月～6月)【漁港の仮復旧の進展等により順次再開】



2. 地盤隆起等甚大な被害を受けた漁港への対応



＜復旧方針の検討＞

- ・国(水産庁、国土交通省)も協力し、石川県は「能登の水産関係港の復興に向けた協議会(復興協議会)」を3月25日に設置。復興協議会には、石川県の漁業者・団体、国・県・市町、研究機関等が参加し、港の復興方針について検討中。7月10日に骨子を取りまとめ公表。
- ・国(水産庁)は、5月16日に有識者による「能登半島地震漁業地域復旧・復興技術検討会」を設置。①漁港施設の被害状況、被災パターン、②被災パターンに応じた復旧方法・手順等について検討し、7月5日に成果を取りまとめ、県が設置した復興協議会に提供。
- ・漁業の早期再開に向けて、国(水産庁)による輪島市、珠洲市管理の漁港の仮復旧方法の選択肢の提示や、関係団体による工事発注へのサポート等、仮復旧の早期実施を支援。



復興技術検討会(金沢市)

3. 現地支援の状況

○漁港・海岸の直轄代行工事

- ・狼煙漁港の早期の避難機能の回復に向け、水深確保のための浚渫工事を実施中。鵜飼漁港海岸は珠洲市の復興まちづくりとも連携し、今後、復旧に向けた調査や設計等を実施。



狼煙漁港における浚渫工事(珠洲市)

○被災した漁船・漁具の導入

- ・被災した漁船・漁具の復旧のため、漁業協同組合等が行う漁船等の導入の取組を支援。

○休漁中の漁業者による漁場復旧の取組支援

- ・石川県の七尾市、能登町、輪島市、珠洲市では漁業者の生活を支えつつ、漁場環境回復のための活動を実施。

○現地支援拠点を通じた対応等

- ・水産庁職員の活動拠点として4月に穴水町に設置した現地支援拠点を活用して、漁協支所等を訪問し、被災漁業者への支援策説明、県や漁協等との密接な連絡調整等を継続。
- ・漁港の災害復旧の早期実施に向けて、災害査定等の準備等を行う地方公共団体の漁港技術職員を石川県、富山県、輪島市等へ派遣するなど人的支援を継続。

○輪島の海女漁の操業再開に向けた動き

国の事業を活用し、海女漁業関係者は、舳倉島漁港のがれき等の回収活動、もずく、さざえ及びあわび漁場の調査を実施。7月から、海女漁を試験的に再開。

6月

【漁場調査】舳倉島などで、もずく、さざえの生育状況の調査を実施
【漁港機能】舳倉島漁港のがれき回収は7月に概ね完了
輪島港の製氷施設・荷捌き所は応急復旧を行い、一部使用可
【漁船移動】浚渫の進捗等により、輪島港の漁船の移動が進捗

7月

【漁業再開】輪島港を拠点に、まず、もずくを漁獲対象にして、海女漁を試験的に再開

※地元は他の漁業も順次操業再開に向け準備
漁船・施設の修理・復旧を継続



海女漁業者によるさざえ等の状況調査(輪島市沿岸)

政府に対する北陸経済界からの要望書（2024年8月）より抜粋

政府に対する北陸経済界からの

要 望 書

2024年8月



北 陸 経 済 連 合 会

政府に対する北陸経済界からの要望

当会は、以下の3点を今年度の重点要望事項とする。

【重点要望事項】

1. 令和6年能登半島地震からの復旧・復興
2. 北陸新幹線の大阪までの早期全線開通
3. 人材の育成・確保

1. 令和6年能登半島地震からの復旧・復興

令和6年能登半島地震の発災から約7か月が経過したが、今なお多くの被災者が避難生活を余儀なくされている。今回の地震では、道路・港湾・水道等の生活基盤はもとより、地域経済を支えている製造業、伝統産業、観光、農林水産業等への被害も大きく、未だ事業再開の見通しが立たない事業者も多数いる。

政府には発災当初より、復旧・復興に向けた迅速な対応に尽力頂いているところではあるものの、まだその途上にあり、時間が経過するにつれ必要な支援内容に変化も見られる。

被災地の一刻も早い復旧・復興、なりわい再建に向け、国による強力、柔軟かつ継続的な、更なる支援を強く要望する。

<以下、略>

【要望事項概要】

主 な 要 望 事 項	ページ
I 能登半島地震からの復旧・復興に向けた継続的な支援	
1. 道路、港湾、水道等の社会インフラの全面復旧 ・能登地域の幹線道路の早期復旧	5
2. 仮設住宅等、住環境の早期整備 ・企業の遊休不動産や空き家住宅の国による一括買取り・借上げ	5
3. 地域経済基盤の復旧・復興 ・雇用の維持に向けた支援（雇用調整助成金の拡充等） ・被災事業者への経済的支援（なりわい再建支援事業の拡充・要件緩和等）	5
4. 観光産業の復旧・復興 ・観光地の景観保全・施設復旧に向けた支援（護岸の早期全面復旧等） ・「北陸応援割」の予算枠の増加および制度設計の見直し	9
5. 新しい地域づくりに向けた環境整備 ・社会インフラの強靱化に対する支援（道路、港湾、上下水道、通信等） ・国主導の復興プロジェクトの立ち上げ ・脱炭素社会との両立を見据えた復旧段階からの支援 ・「デジタルライフライン全国総合整備計画」に基づくアーリーハーベストプロジェクト（インフラ管理 DX）の能登地域での追加実施	10

I 能登半島地震からの復旧・復興に向けた継続的な支援

令和6年能登半島地震では、道路・港湾・水道等の生活基盤はもとより、地域経済を支えている産業への被害も大きく、未だ事業再開の見通しが立たない事業者が多数いる。また、発災から時間が経過するにつれ、必要な支援内容に変化も見られる。

被災地の一刻も早い復旧・復興、なりわい再建に向け、国による強力、柔軟かつ継続的な支援を強く要望する。

1. 道路、港湾、水道等の社会インフラの全面復旧

- ・ 能登地域の幹線道路（のと里山海道・能越自動車道・国道249号線）の早期復旧
- ・ 液状化対策への長期的な支援
- ・ 通水率100%の早期実現
- ・ 自治体のロードマップ策定（将来的な見直し含む）や実行までの継続的な伴走支援

2. 仮設住宅等、住環境の早期整備

- (a) 企業の遊休不動産や空き家住宅の国による一括買取り・借上げ
- (b) 買取り・借上げの支障となる仮設住宅等の要件緩和（1戸当たり面積・費用限度額）

3. 地域経済基盤の復旧・復興

（1）雇用の維持に向けた支援

- ① 雇用調整助成金の助成率100%への引上げ、支給限度日数の365日／年への延長、対象期間の最低2年間への延長、対象期間助成金の上限額15,000円への引上げ
- ② 休業期間中の社員のモチベーション維持を目的とした自己啓発事業への最低2年間の補助

(2) 被災事業者への経済的支援

①各種補助金の充実や要件の緩和

(a) 災害による停電・断水の長期化回避に資する用役設備（電気設備、空調・ボイラー設備等）の復旧および省エネ設備への取替や、非常用発電機・水浄化設備等の新設に関する補助金の創設（リースによる取替・新設を含む）

(b) なりわい再建支援事業の拡充および要件の緩和

- ・ 補助上限額の1事業所あたりから1施設あたりへの拡大（複数施設を有する事業者への対応）
- ・ 法人施設の公費取り壊しおよび自費解体の場合の費用無償化
- ・ 法令で登記免除されている団体等の登記必須要件の免除
- ・ 自然災害による損害を補償する保険・共済への加入要件の撤廃
- ・ 被災時の店子入店要件の撤廃
- ・ 財産処分制限の見直し（被災した店子から別の者へ賃貸する場合も「転用」となり、補助金相当分の返納が求められる場合がある）
- ・ 家族経営の輪島塗工房等、仕事場兼住宅の被害に対する適用
- ・ 事務手続きの簡素化（損傷箇所ごとの見積番号の記入や見積書提出ルールについて、一括提示を許可等）
- ・ 中堅・大企業向けなりわい再建支援事業の創設

(c) 小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）の対象者範囲の拡大（医療・介護等）

(d) 被災した大学の研究施設や設備（特に最先端の研究施設）の復旧に対する支援

- (e)復興を牽引する人材育成や、防災・減災、持続可能なまちづくり等に関する新たな知見を獲得するための研究開発に対する支援
 - (f)被災した商工会議所会館および商工会館の復興拠点としての再建に対する支援
 - (g)伝統産業の産地再集結に対する支援の継続
 - (h)被災地の一般生活路線バス等、公共交通の復旧・復興に向けた運行事業者への経済的支援（地域公共交通確保維持事業費補助金を運休期間でも受けられる特別措置、特急バスを補助対象とする制度改正）
- ②復旧・復興状況に応じた「能登半島地震復興支援ファンド」の出資総額の拡大や条件変更への柔軟な対応等、二重債務解消に向けた仕組みの強化
 - ③信用保証協会利用時の補償限度額の代表者単位から会社単位への変更
 - ④税制優遇措置の拡充や社会保険料の免除（地震被害に伴う設備投資に対する税額控除、固定資産税減免の延長等）
 - ⑤中小企業基盤整備機構「仮施設整備事業」の積極的な活用に向けた被災事業者への周知徹底
 - ⑥ふるさと納税の返礼品に関する地場産品基準の条件緩和、企業版ふるさと納税制度の周知徹底
 - ⑦復旧・復興状況に応じた復興基金の支援額の拡大や事業継続のための給付金（持続化給付金）の創設等、用途を限定しない制度の拡充

(3) 復旧・復興に資する人材の確保

- ①道路・港湾・水道等の社会インフラの復旧、仮設住宅の建設、災害廃棄物処理等に携わる人材の確実な確保
- ②作業員の宿泊施設確保等の環境改善
- ③事業再開をサポートする経営指導員の確保

(4) 復旧・復興に要する予算の切れ目ない確保

4. 観光産業の復旧・復興

(1) 観光地の景観保全・施設復旧に向けた支援

- ①宿泊施設の水道インフラの早期復旧
- ②所有者が県、市、個人に跨る護岸（特に、和倉温泉）の国主導による一体的な早期全面復旧
- ③温泉供給施設やスポーツ合宿に活用する公共グラウンド等の復旧

(2) 国主導のイベント等による風評被害の払拭や安全宣言等の情報発信の確実な継続実施

(3) 能登地域の観光拠点・観光資源の再生に向けた、観光地の復旧計画策定・実行やコンテンツ造成に係る人材の確保

(4) 「北陸応援割」の予算枠の増加および制度設計の見直し

- ・割引率の低減による長期かつ利用者数拡大に繋がる枠組みでの実施（能登地域では、施設ごとの復旧状況を踏まえ実施）
- ・対象となる旅行商品・企画の明確化（各社の対象商品・企画を専用サイトに集約）

(5) 被災地域への誘客を後押しする二次アクセスの運行・整備・利用促進に関わる支援強化（バス運行やレンタカー乗捨て補助等）

5. 新しい地域づくりに向けた環境整備

- (1) 能登地域の将来ビジョン策定に係るコンサルタント費用の補助
- (2) 社会インフラの強靱化に対する支援
 - ①迅速な住民避難および救援物資搬入等に資する道路・港湾インフラの強靱化（主要道路・港湾施設の耐震化等）
 - ②上下水道の耐震化、県を跨いだ広域連携による供給体制の複線化
 - ③迅速な災害情報の受発信や、安心・安全な社会コミュニティ創出に向けた通信・デジタルインフラの整備・強化
 - ④避難所の防災拠点としての機能強化（耐震強化、衛生環境向上）
- (3) 災害発生時の緊急対応に関する環境整備
 - ①舩倉島における安全かつ長期滞在可能な避難施設の設置
 - ②電力等のインフラ復旧に関する車両の緊急通行車両への指定（優先的な燃料補給を含む）
- (4) 国主導の復興プロジェクトの立ち上げ
 - ①「脱炭素社会の実現」との両立を見据えた復旧段階からの支援
 - ・能登地域版の「脱炭素×復興まちづくり」推進事業補助金の創設
 - ・脱炭素先行地域のモデル地区として、能登地域の認定・国主導での推進
 - ・住宅再建時における高性能省エネ住宅 ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス等）に係る設備導入への補助金創設
 - ②「デジタルライフライン全国総合整備計画」に基づくアーリーハーベストプロジェクト（インフラ管理 DX）の能登地域での追加実施
 - ③能登地域に新たに拠点を設ける企業等に対する初期費用の助成
 - ④「北陸伝統産業 復興博（仮称）」の開催
 - ⑤過去の災害から今回の地震までを踏まえた災害対応マニュアルの整備、蓄積した情報の有効活用に向けた体制づくり